

令和2年 第5回教育委員会 会議録

日 時	令和2年3月26日（木） 午前10時00分～午前11時50分
場 所	向日市役所 第7会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化資料館長、教育総務課長、生涯学習課長、学校教育課長、図書館長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹3名、文化財調査事務所長、中央公民館長、教育総務課主査
議 題	委員会諸報告 議案第5号 向日市小中学校個別計画（骨子案）について 議案第6号 向日市立の小中学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について 資料 教育職員の勤務時間の上限等に関する方針 議案第7号 向日市スポーツ推進委員の委嘱について
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第3回及び第4回の会議録の承認について諮る。 （全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「向日市議会令和2年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」報告願う。
事務局	— 向日市議会令和2年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について — （資料に沿って概要を説明） 【質疑等】
委員	校内通信ネットワークに関して、現在のネットワーク回線を使用することだが、各教室で一斉にタブレットを使用した場合の容量は大丈夫なのか。
事務局	校内のみのネットワークで、その容量については国が示しているため充

	分に対応できると考えている。
委員	つまり現在のネットワーク回線に対応できるということか。
事務局	おっしゃるとおりである。
委員	ひきこもりへの対応について、早期支援特別班にまでつなぐ状況とはどういったプロセスなのか。
事務局	中学校と不登校生徒の保護者とやりとりをする中で、中学校から早期支援特別班に連絡する方がスムーズであるが、京都府のホームページなどに早期支援特別班に関することが掲載されており、保護者が直接電話することもある。
委員	主に中学校が早期支援特別班につなぐということか。
事務局	そのとおりである。
委員	旧上田家住宅整備事業について、食事などもできる休憩所とあるが、食事において地産地消や向日市の名物などを上手く組み合わせるといったことは考えているのか。
事務局	旧上田家住宅の活用については、現段階ではまだ何も決まっていないが、レストランなどは考えていない。市外から向日市に史跡巡りや観光で来られた方の昼食場所がないということで持参されたお弁当や民間の食堂が調理したものを食べられる場所として構想をしている。さらに、湯茶の対応ができる湯沸かし場などを設計に入れている。 地産地消の朝掘り筍などはＪＲ向日町駅北側にできる観光交流センターが主で担う場所になるだろうと考える。
委員	文化財としての建物の中を改装して、厨房のようなものを作るということは可能なのか。
事務局	国登録有形文化財の場合、建物中の改装には比較的寛容である。本市の場合は、中小路家住宅が国登録有形文化財になってから喫茶店をしている。 国登録有形文化財は、外観以外であれば比較的自由的な裁量が与えられ、他の市町村でも喫茶店や食堂などを行っているところはある。

委員	旧上田家住宅をもう少し上手く利用できないのかと思う。観光資源と考えた場合、この建物を利用するのは1つのやり方だと考える。
事務局	旧上田家住宅のみならず、他の文化施設とネットワークを結ぶことによって市内の観光振興を向上させ、向日市に来て良かったと思ってもらえるように旧上田家住宅が一役を担ってくれたらよいと考えている。
委員	図書館において、教員の中に司書教諭の資格を持っている方はいるのか。その資格を上手く利用して、学校内の図書管理ができるのではないかと考える。
事務局	本市小中学校には司書教諭の免許を持つ教員が複数おり、各小中学校に1名の司書教諭の配置を位置づけられている。しかし、その教員が担任を持っていたり、授業を持っていたりすると図書室を利用する児童生徒の対応が難しくなるので、フルタイムではない学校図書館支援員と教員が協力して授業を行っているところである。
委員	図書館にいる教員というのは、児童生徒が読みたい本を教えてくれたり、新しい図書の紹介をしたりなど本を介して児童生徒と関わりを持つ専門職という方とイメージしている。 教員が資格を持っているにもかかわらず、別のことをしているから図書室に行けないのではなく、そのような資格を持っている方に対しては各学級の図書の保存状態を見てもらうなど、その資格を有効に利用してもらおうとよい。
教育長	司書教諭の制度ができた時に加配で学校図書館司書1名欲しかったが叶わなかった。文部科学省に要望しているが、フルタイムの学校図書館支援員を雇う予算がついていない。
委員	防犯カメラについて、「増設されることで、かえって児童生徒に不安や不信を与えることになってはならない」と答弁をしているが、防犯カメラを設置することで安心するという考え方もあると思うが、何故不安と答弁したのか。
事務局	不安になると決めつけているわけではないが、児童生徒の中には防犯カメラで撮られているということに対して自分達が信用されていないという不信や不安が生じる場合もあると思い、そのような答弁にしている。
委員	監視されていると感じる児童生徒もいるかもしれない。防犯カメラの位

	置によっても違うのか。
事務局	防犯カメラの位置によっては見られているという感覚が薄くなることもあるかもしれないが、学校とは児童生徒にとって安心・安全な場所であり、そこで自分達が防犯カメラで撮られていることにより不信な気持ちを持たないようにしてあげないといけないと考えている。
委員	インターネットで調べ物ができる環境が整うことで、子ども達が検索する際に、一つ検索ワードを入れて出てきたものそれが全ての答えだとなってしまう恐れがある。 一つのことを調べるにしても色々な方面から調べると、文献などによっては表現の違いがあり、その違いを読み取るような指導や教育をするのが必要になってくると思う。 その辺りの指導を上手くやらないと情報ネットワークが発達することによって、かえって児童生徒の学習能力が低下する恐れがあるので、児童生徒に適切なインターネットなどの活用ができるような指導をしていただきたい。
事務局	これから子ども達は情報ネットワークの中で生活することは分かっている中で、その中で情報活用能力を高め、慣れていくこと、またどのようにそれを活用するかについては今後教育の中で教えていかなければならないと考える。そのため、整備が進む中でそのような指導の面の精度を高め、児童生徒に教えていきたい。
委員	3 ページにある「学校の教職員は教育委員会に何も言わないのか」という委員の質問について、教職員が教育委員会に電話をかけて要望をするシステムなどがあるのか。
事務局	その質問は学校施設の修繕に関しての依頼ルートのことである。
委員	学校の中で何か壊れたものを見つけたら教職員は校長に伝えるのか。
事務局	そのとおりである。教育委員会は校長や教頭から連絡を受け、学校現場に行って、その個所を確認してから修繕を行っている。なお、教育上支障があり、安全面が担保できない場合であれば修繕をしている。
委員	教職員は、教育委員会が修繕に関してそのような対応をしていると理解しているということか。

事務局	そのとおりである。
教育長	次に、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について」の報告を願う。
事務局	— 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について — 令和２年２月２７日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、子どもたちの健康・安全を第一に考え、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を求める方針が内閣総理大臣より示され、翌２８日に文部科学省から全国の教育委員会などに一斉臨時休業の要請があった。 本市においては、２月２８日の早朝に緊急校長会議を開催し、臨時休業を実施する上での課題などについて協議を行い、今後の方向性について確認をした。 続けて本市の第４回新型コロナウイルス感染対策本部会議において、臨時休業の対応について検討を行い、３月３日から春季休業期間が始まるまでの間、本市の小中学校を臨時休業とすることにした。 なお、臨時休業の開始時期は、国の一斉休業の要請は３月２日からであったが、本市では保護者への周知期間を考慮するとともに、各小中学校における休業期間中の生活指導・学習指導などの準備が必要なため、３日からとした。 「２ 留守家庭児童会の開会について」、臨時休業中の児童の居場所確保の観点から保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な児童のために留守家庭児童会の１日育成制度を実施した。開会時間は、３月３日と４日は午後１時半から午後６時まで、３月５日から２４日まで午前８時半から午後６時までであった。期間中の延長利用としては午後７時までとし、５日から２４日については午前８時から早朝利用も行った。なお、この臨時休業期間中の途中入会者は１４名であった。 「３ 卒業式について」、児童生徒にとってかけがえのない行事であることから、臨時休業期間中であるが、規模を縮小し、可能な限りの感染拡大防止措置を行った上で、卒業学年の児童生徒とその保護者及び教職員のみで行った。 「４ 修了式について」、臨時休業期間のため、修了式は中止した。なお、児童生徒の通知表は、基本的に卒業学年は卒業式の日、それ以外の学年については担任の教員などで個別訪問などをして届けた。 「５ 給食について」、臨時休業期間中は小中学校の給食を提供しないこととし、その間の給食費は保護者に返還することとした。給食停止期間中の食材について、本市で発注している分は、現時点では全てキャンセルができています。

	「6 学校施設開放について」、平日の夜間と日曜日に行っている学校の施設開放は、臨時期間中、中止とした。しかしながら、児童の健康保持の観点から、3月23日、24日及び春季休業期間中の午後1時から4時までは小学校のグラウンドを児童に開放することとした。 「7 教育活動の再開について」、3月24日に文部科学省から学校再開のガイドラインが示され、春季休業明け以降、引き続き新型コロナウイルス感染症に十分な警戒を行い、教育活動を再開することとした。始業式について、小学校は4月7日から、中学校は4月8日からである。入学式は卒業式と同様に規模を縮小し、入学する児童生徒とその保護者及び教職員のみとし、小学校は4月8日、中学校は4月9日に行うこととした。 「8 部活動の再開について」、3月27日以降、各中学校で指導体制が整い次第、活動は2時間以内としたり、換気や手洗いをしたりするなどの感染症予防対策を行う条件をつけて再開することとした。 【質疑等】
委員	部活動は再開することができるとのことだが、向日市は具体的に何日から再開すると決まっているのか。
事務局	3月26日付けの事務連絡で、各学校の教職員の体制が整い次第始めると発出しており、早くて28日から再開すると中学校教頭から聞いている。また、4月になってからの可能性もある。各中学校、各部活動によって再開する日が違う。
委員	1点目、「3 卒業式について」、卒業式と入学式は、列席の制限を設けているが、保護者の人数制限があるのか。 2点目、4月1日は離任式ということで登校日になっていたが、最近は自由登校となっていたと聞いた。その時の小学校の登校のあり方について、登校班で行くのか、また個別で登校するのか。 3点目、休校により授業のコマ数が不足していると思うが、そのコマ数が不足している分の取り返しが4月以降にあるのか。例えば、夏休みを短くするなど、その辺りの方向性はどうか。
事務局	1点目、入学式と卒業式の保護者人数の制限について、人数確認作業の手間などにより人数確認ができないので、スペース確保のための人数制限は行っていない。 2点目、4月1日の登校日について、3月2日に各小学校へ通常どおりの登校班での登校と指導した。また、登校しない児童もいることから児童が集まった時点で登校班が出発するということとしている。

	3点目、各学年や各学級によって授業の進み具合にばらつきがあり、授業ができていない単元について、4月中に各小中学校の各学年で状況を見て授業を進めていく方向性であり、4月中に遅れた分を取り返す。 また、夏休みを利用するかどうかについては、現在のところ考えておらず、代替日が必要な状況ではないと把握している。
教育長	卒業生はほぼ必要な単元の授業は終了しているのか。
事務局	小学校6年生と中学校3年生は終了している。
委員	修了式がなく、個別訪問で通知表を渡す場合、家庭によっては諸事情があるで、どのように渡したのか。また、家の中で通知表を渡すのではなく、外で渡すのか。その辺りはどのように対応したのか。
事務局	各小中学校において、通知表を渡す前に児童生徒の健康観察のために電話をかけるなどをし、併せて通知表の届ける日時などについての話をした。家庭によっては玄関で通知表を渡したり、会わないでほしいという場合にはポストに通知表を投函するので指定した時間に家から出てきてほしいなどの対応をしたり、前もっての一つ一つの家庭の状況に応じて対応したので、混乱なく通知表を渡せた。
委員	4月だけで遅れた分の授業は取り戻せるのか。
事務局	充分に取り戻せる。 学級には、授業進度の違う児童生徒が混じっているので、不足の授業時間数で補うのではなく、授業をしていない学習内容を押さえる形で対応することとなる。
委員	教育課程に標準授業時数が定められているが、その時数に満たないのは問題がないのか。
事務局	問題はない。文部科学省から緊急事態であるため、授業時数を確保する必要は必ずしもないと通知があった。
教育長	「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）別添1 2. 学習指導に関すること （2）補充のための授業等を行う場合の留意点」に「学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必

事務局	ずしもないこと。」とある。 それと別に、学校の課題として修学旅行がある。 文部科学省の通知では新学期を迎えるにあたり、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるために換気の徹底をするなどがあるが、その対策を徹底するとしても、修学旅行、林間学習や参観日などの対応が難しくなっている。これらの対応についての結論はまだ出ていないが、修学旅行についてはバスや飛行機を利用することになり、換気が難しい状況である。修学旅行を延期したとしても、延期した秋に新型コロナウイルス感染の拡大が起こってしまうと再度延期ができなくなり、文部科学省が示している「特に、修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等に配慮いただき、当面の措置として取りやめる場合においても、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいこと」という要望に添えなくなるので、現在、様子を見ているところである。
教育長	また、状況が変わったら報告させていただく。 次に、議案第5号「向日市小中学校個別計画（骨子案）について」を上程する。
事務局	― 向日市小中学校個別計画（骨子案）について ― 本計画は第1章から第5章までの構成となっており、これに基づき報告をする。 1 ページ、「第1章 本計画の目的及び位置付け 1 本計画の策定目的」は、40年代から50年代に学校の校舎の建設が集中し、供用開始から40年以上経過している施設が全体の約75%と高い割合を占めている状況である。一方で、耐用年数に準じて全ての施設を建て替えることは財政面の負担になることから、財政負担の平準化とライフサイクルコストの縮減を図ることを目的とした計画としている。 「2 本計画の位置付け」について、本計画は「向日市公共施設等総合管理計画」に基づいたものであり、学校教育系施設及び子育て支援施設の長寿命化計画と位置づけている。 「3 計画期間」は、今後40年間を見据え、概ね10年間とするが、学校教育を取り巻く環境の変化や児童生徒数の推移、学校施設に求められる機能などへの社会的な要請の変化に対応するため、柔軟に計画を見直すこととする。 2 ページ、「第2章 学校施設等の現況 1 本計画の対象」は、各小中学校、留守家庭児童会及び学校給食センターである。 「2 老朽化の現状」について、現況把握のため、構造躯体の健全度評価及び構造躯体以外の建築部位の健全度評価を行った。

構造躯体の健全度の評価において、現有する全ての棟でコンクリート強度を有していることを確認している。今後、耐力度調査を含めた構造躯体に対する詳細診断を行うことで、構造躯体の強度や建築物の機能等を考慮し、将来の学校のあり方を含め、建築物の長寿命化に向けて総合的に判断することとする。３ページの図２は構造躯体に対する詳細な診断であり、判定フローを掲載している。

構造躯体以外の健全度評価では、表２よりＡからＤによる４段階で劣化判定を行った。この評価に基づき健全度を算出し、現況における劣化状況を整理しており、その評価結果は４ページ図３である。健全度の評価結果は、小学校関連施設、中学校関連施設とも健全度が低いとされている「Ｃ」と「Ｄ」評価の施設が全体の６０％以上を占める一方、健全度が比較的良好な施設の割合は、中学校で約２５％、小学校で約３０％と劣化度進行が見られる。

５ページ、「３ これまでの取組み」について、本市では、過去２０年間に一部校舎の改築や小中学校関連施設全棟の耐震化を行ってきた。また、空調設備の全校設置やトイレの計画的改修等、児童生徒が快適に学校生活を送れるよう環境改善にも努めてきたが、現行の建築基準法に照らし、「高さ制限」等の既存不適格となっている施設などがあり、これらに対しては、改築や長寿命化改良等の実施に合わせて是正する必要がある。

また、これまで故障や破損等による不具合が発生した場合、その状況に応じて修繕や設備更新等を行う「事後保全型」の維持管理を実施してきた。このような「事後保全型」の維持管理では、突発的な不具合の発生に対して迅速な対応が困難であり、また予算の確保を含め、復旧に時間を要した。

これまでの「事後保全型」の維持管理を改め、計画的な維持管理を行う「予防保全型」へと転換を図る必要がある。その「予防保全型」の維持管理により、突発的な不具合を回避することができるとともに、不具合発生に伴う多額の経費を抑えることが期待できる。また、施設の機能を健全に保つことができるため、老朽化対策としても有効な維持管理手法である。

これらの取り組みに関しては、要した費用は主に新設、改築等に充てられる「工事費」と「修繕費」に区分でき、その推移は、耐震化の実施や空調設備の新設など集中的な実施により、過去１０年間で平均的な費用は、４．７億円となった。

７ページ、「第３章 長寿命化対策 １ 基本方針」について、本市では、これまで行ってきた「事後保全型」から「予防保全型」の維持管理に転換することを基本とし、詳細診断により長寿命化が可能と判断される施設においては、８０年を供用目標年数とする。

「（１）校舎」は、建築経過年数や劣化状況等を考慮し、当初１０年間は改築を中心とした対策を行い、第２向陽小学校と勝山中学校の改築に取り組むこととする。

「（２）体育館」は、向陽小学校、勝山中学校及び寺戸中学校が新耐震基準で建築されており、他の小中学校は耐震対策を施しており、安全上問題なく、計画的に保全していく。

「（３）プール」について、小学校のプールは全て建築経過年数が４０年以上であり、ほぼ全ての学校で広範囲な老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修を必要としていることから、既存施設の活用も含め、学校プールのあり方など検討していく。

「（４）留守家庭児童会」は、部分的又は広範囲に劣化が見られているが、計画的に保全していくこととする。

「（５）学校給食センター」は、計画的に保全をしていく。

８ページ、「２ スケジュール」は、令和２年度から３年間、緊急度の高い施設の改修に取り組み、その後、令和５年度から概ね１０年間を第１期の計画期間とし、校舎の改築を中心とする。

なお、実際の改築、改修工事は、詳細診断等を踏まえ、本市の財政状況や各種補助制度を総合的に考慮して、実施計画を作成する。

「３ ライフサイクルコストの試算」について、将来の児童生徒数により施設総量の検討が必要となるが、現有施設で試算すると、従来型である「長寿命化型（予防保全等）」の場合と「改築（更新）」を中心とした場合とにおける今後４０年間にかかる維持更新費用を比較した場合、「改築（更新）」を中心とした対策より「長寿命化型（予防保全等）」の対策が費用削減となり、対策費用の平準化が期待できる。

９ページ、「第４章 学校施設のあり方 １ 児童生徒数の推移及び将来予測」は、図６より、将来的に減少していく。

「２ 学校施設の適正な配置」について、本市では、中学校は市域に対して比較的バランスよく配置されているが、小学校については寺戸地区及び物集女地区に３校が集まるように配置されており、将来の児童生徒数の推計に鑑み、今後、学級数の適正規模が小中学校ともに１２学級から１８学級までとされていることから、学区の再編や施設総量の検討をする必要がある。

１０ページ、「３ 学校施設の目指す将来像」は、「（１）質の高い学力を育む教育環境の整備」、「（２）児童生徒の快適な学校生活を支えるための生活環境の質の向上」、「（３）全ての児童生徒が安心して学べる施設整備」、「（４）災害時の安全・安心の充実」、「（５）教職員一人一人の力が十分に発揮できる環境の整備」、「（６）児童に対する放課後の居場所づくり」である。

最後に「第５章 継続的な運用」について、継続的な運用をするため、今後は改修、修繕等の履歴や施設の劣化状況などの情報を蓄積し、定期的な健全度の把握に努め、計画的な維持管理を推進する。

	【質疑等】
委員	7 ページの「(1) 校舎」について、1 行目の「改築を中心とした対策を行います。」と、2 行目の「第2 向陽小学校及び勝山中学校について、改築に取り組むこととします。」の流れが分からない。 まず初めに第2 向陽小学校と勝山中学校の改築を行うということか。
事務局	そのとおりである。
委員	構造躯体の「躯体」とは何か。
事務局	構造体のことであり、人で例えると骨にあたる。建築基準法では、柱、梁、基礎や屋根が構造体である。
委員	構造躯体とは、構造体を専門用語にしたもののなのか。
事務局	そのとおりである。
委員	9 ページ「2 学校施設の適正な配置」にある「小学校は寺戸地区及び物集女地区に3 校が集まる」の「3 校が集まる」というところの意味が分からない。
委員	第2 向陽小学校、第4 向陽小学校及び第6 向陽小学校が近くに集まっている。
教育長	この資料は骨子案なので図面はないが、図面で見たら一目瞭然である。
委員	将来的な学校の統廃合等を考え、この学校は綺麗に残し、あの学校は改修をすることで学校施設を維持させるというように長期的な展望をしないと、学校施設を改修したが廃校にするということになると無駄になる。 残す学校と残さない学校というのを、ある程度方向性を決めてからの修繕や改築等の計画になっていかざるを得ない。
教育長	児童生徒数の推移などのイメージが現在の時点ではできないので、「学区の再編や施設総量の検討をする必要があります。」という表現に留まっている。 委員ご指摘の7 ページは、「改築を中心とした対策を行うとし、第2 向陽小学校及び勝山中学校について、改築に取り組みます。」につなげた方がよい。

教育長	ご意見を踏まえ、細かい文言を調整させていただく。 議案第5号「向日市小中学校個別計画について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により、議案第5号は承認された。 次に、議案第6号「向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を上程する。
事務局	― 向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について ― 本案は、法律の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法第7条第1項に規定する指針を踏まえ、向日市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるため、向日市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。 制定内容について、規則1ページと2ページに業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限を定めるもので、教職員の健康及び福祉の増進を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間の上限を1カ月について45時間、1年について360時間と定めるものである。また、児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合において、1カ月について100時間、1年について720時間、その前6カ月の1カ月当たりの平均時間が80時間、45時間を超えて業務を行う月数が6カ月とするものである。 以上が制定規則の内容であるが、この規則に定めるものの他に必要な事項を定めるとされており、合わせて資料「教育職員の勤務時間の上限等に関する方針（案）」を配布しているので、その概要について説明させていただきます。 「3 勤務時間の上限時間」について、規則と同様であるが、「児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合」とは、例えば、学校事故や災害等が生じた場合、いじめ等の指導上の重大事案が発生した場合や、また生じるおそれがある場合などが想定をされる。 その他の取組方針として、「学校運営・指導体制の充実・強化」や「部活動運営の適正化と教員の負担軽減」など、資料にある6項目を掲げた。 また、その取組の実施上の留意事項として、「先進校の取組の実施」、

	「校務分掌の業務量の平準化に向けた取組みの強化」など、留意事項5項目を示した。 なお、この規則及び方針は、令和2年4月1日から施行することとしている。 【質疑等】
委員	3ページの「3 勤務時間の上限時間 (2) 特例的な扱い ④連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について」のところが分からない。
事務局	必ず前の6か月を常に見るのではなく、3か月あるいは4か月で見る場合もある。 平均時間であるので、例えば、4月と5月は時間外在校等時間がゼロで、6月から9月の各月の時間外在校等時間が100時間だとすると、合計400時間となり、そこから1か月当たりを計算すると80時間未満になる。 しかし、その合計400時間を4か月で見ると1か月当たり100時間になってしまうので、この箇所は「連続する連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月」という表現になっている。
委員	教職員がどのくらい時間外在校等時間であったかという記録はどこに残しているのか。
事務局	教職員が出勤及び退勤した時に出退勤カードで在校時間が記録されるようになっており、そのデータは教育委員会で保管している。 また、出退勤の時間に始業から終業時間を除いた時間を時間外在校等時間として把握している。
委員	4ページの「(5) 方針の趣旨に反する行為」にも記載されているが、その上限時間に遵守することにとられ過ぎて、業務を自宅に持ち帰ってしまうことは、教職員の負担が学校にいる時よりも余計に負担がかかってしまうと懸念されるので、この辺りも含め、業務内容をしっかり精査する必要があると考える。
教育長	おっしゃるとおりであり、3ページ「4 取組方針 1 学校運営・指導体制の充実・強化」を取り組みたい。 議案第6号「向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」の採決を行う。

教育長	(全員挙手) 全員挙手により、議案第 6 号は承認された。 次に、議案第 7 号「向日市スポーツ推進委員の委嘱について」を上程する。 この議案は人事に関することから、教育委員会会議規則第 1 4 条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。
教育長	(全員挙手) 全員挙手により秘密会とする。
教育長	(以下秘密会) 議案第 7 号「向日市スポーツ推進委員の委嘱について」の採決を行う。
教育長	(全員挙手) 議案第 7 号は承認された。 秘密会を解く。
教育長	(以上秘密会) 閉会宣言

令和2年第5回教育委員会

令和2年3月26日（木）

午前10時00分から

向日市役所 第7会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

委員会諸報告

・向日市議会令和2年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について

議案第5号 向日市小中学校個別計画（骨子案）について

議案第6号 向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

資料 教育職員の勤務時間の上限等に関する方針

議案第7号 向日市スポーツ推進委員の委嘱について

4 閉 会

向日市議会令和2年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和2年3月26日

教 育 総 務 課

令和2年3月4日から6日までに開催されました、向日市議会令和2年第1回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
新型コロナウイルス感染の拡大防止措置について	【教育長報告】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について、本市教育委員会における対応を報告する。 去る2月27日に開催された、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を求める方針が内閣総理大臣より示され、翌28日に文部科学省から全国の教育委員会等に一斉臨時休業の要請があった。 本市においては、まず、28日早朝に緊急校長会議を開催し、臨時休業を実施する上での課題等について協議を行い、今後の方向性について確認した。 続いて開催された、本市の第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、その対応について検討を行い、3月3日から春季休業の開始日まで、市立小中学校を臨時休業とすることとした。 なお、臨時休業の開始時期について、国からの要請は3月2日からであったが、保護者への周知期間を考慮するとともに、各学校における休業期間中の生活指導、学習指導の準備などが必要なため、3日から始めることとした。 また、臨時休業期間中の児童の居場所確保の観点から、保護者のやむを得ない事情で、自宅で過ごすことが困難な児童のために、留守家庭児童会を開会することとした。 開会時間については、3月3日、4日は午後1時30分から午後6時まで、3月5日から24日までは午前8時30分から午後6時までである。 なお、期間中の延長利用は午後7時までとし、5日から24日については午前8時からの早朝利用も行う。 次に、小中学校の卒業式について、臨時休業期間中であるが、卒業式は児童生徒にとってかけがえのない行事であることから、規模の縮小や時間の短縮など実施方法を工夫するとともに、こまめな換気や出席者のアルコール消毒励行など、可能な限りの感染拡大防止

読解力のある子ども
を育てる取り組み
について

G I G A スクール構
想の実現にむけて

の取り組みについて	通信ネットワークなどの必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が導入されるなど、今後の学習活動において積極的にＩＣＴを活用することになる。 G I G Aスクール構想は、昨年 12 月に閣議決定され、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律に、児童生徒に 1 人 1 台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、一人一人に応じた個別最適化された学習にふさわしい環境を整備する構想である。 本市においても、その構想を実現させるために、校内の通信ネットワーク整備に必要な予算を今議会にお願いしている。 議員ご質問の本市における G I G Aスクール構想の今後の進め方については、ハード面としては、補正予算案が可決したらすぐに、校内の通信ネットワークの整備に必要な調査、設計を行い、L A N の敷設工事と端末を収納するキャビネットの整備を令和 2 年度中に完了させる予定である。 また、端末については、国のロードマップによると、令和 2 年度から 5 年度の間には整備を図ることとされている。 現在、都道府県単位での公共調達が検討されているところであり、今後、本市の整備計画が整えば、児童生徒に 1 人 1 台の端末整備に必要な予算を議会にお願いしたいと考えている。 議員ご指摘のとおり、今の小中学生は、スマートフォンやパソコンが身近にあり、検索機能を使って、いつでもインターネットを通じて欲しい情報を得たり、計算機能などを活用することが当たり前の世代である。 その便利さゆえ、語句の意味調べや簡単な計算でもこれら情報機器に頼るため、目的に応じて辞書を引いたり、工夫して計算したりするなど、自らの持つ基礎的・基本的な能力を高めることが必ずしもできているとは言い難い状況も見られる。 さらに、読解力については、情報についてその真偽を吟味したり、根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べる力の低下が懸念されている。 新しい学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられており、情報機器を効果的に活用して情報を適切に活用する力は、今後ますます重要になってくる。 教育委員会としては、G I G Aスクール構想を実現する中で、課題や目的に応じてインターネットを用いて様々な情報を収集・整理・分析する調べ学習や、相手に伝わりやすい多様な資料や作品の制作・表現等を通して、児童生徒が学習課題について自ら問いを立てたり、お互いの考えを共有しながら学びを深めたりするなど、学習者が主体となる授業改善を進め、これからの時代に必要となる資質・能力の育成・向上に努めてまいりたいと考えている。
------------------	--

学校図書館の充実について	学校図書館の充実については、本市には、現在、小学校に週２日、中学校に週１日、教員や司書教諭の資格を持つ学校図書館支援員を７名配置し、学級担任とのチーム・ティーチングによる授業の実施や、授業で活用する資料の収集、校内研修への支援、図書の管理や推薦図書コーナーの設置、公共図書館との連携等、各校の司書教諭と連携を図りながら、児童生徒の読書活動や学校図書館の機能の充実に取り組んでいる。 議員ご紹介のとおり、八幡市においては、平成２２年度の京都府緊急雇用対策事業として「学校図書館充実支援事業」を実施し、小学校低学年から毎日読書に慣れ親しむ環境を整えるため、小学校１校につき１名の学校図書館司書を配置し、翌２３年度からは中学校２校につき１名の学校図書館司書を配置されたと伺っているが、地方交付税の基準財政需要額において、フルタイムの学校司書として必要な報酬は算入されていない。 本市においては、フルタイム勤務の体制を確保するためには、９名でおよそ１５００万円の財政措置が必要であり、また、専任で勤務可能な専門性の高い人材を継続して確保していくことが課題であると考えている。 また、学校からは、学校図書館支援員だけではなく、特別支援教育支援員や心の相談サポーターなど、他の専門スタッフの配置拡充要望もあり、学校全体の体制をどのように整備していくのか、総合的に検討していく必要があると考えている。 もとより、読解力の向上のためには、読書活動の充実が重要と考えており、京都府市町村教育委員会連合会および全国都市教育長協議会を通じて、学校司書の定数措置等について、国に対して要望してきたが、引き続き、強く要望してまいりたい。
(令和自民クラブ 松本 美由紀) 子どもを取り巻く環境づくりについて スポーツしやすい環境づくりについて	【部長答弁】 スポーツしやすい環境づくりについては、議員ご質問の留守家庭児童会の施設と近いためにグラウンドの利用を制限されている小学校としては、向陽小学校がそれに該当する。 向陽小学校のグラウンドについては、日曜日は留守家庭児童会の休会日であるので、貸し出しを行っているが、土曜日は留守家庭児童会の開会日であり、グラウンドに隣接している施設に児童の出入りがあることや、留守家庭児童会の入会児童がグラウンドを使うことがあるため、児童の安全を確保することが必要なことから、特定のスポーツ団体への貸し出しは行っていない。 また土曜日は、広く地域の児童生徒及び保護者の皆様に開放しており、留守家庭児童会の入会児童以外にも、近隣の子ども達や親子連れの方々がグラウンドを活用しておられ、既に地域の皆様に定着しているものと認識している。 次に、将来的な構想については、本市においても「ふるさと向日市創生計画」において、防災拠点としての機能を備えた多目的グラ

(再質問) 新型コロナウイルスの感染症防止による小中学校一斉休校について、留守家庭児童会において、自宅で留守番ができない子どもなどに対し、入会の要望があれば、救済処置は行うのか。 (村田 光隆) 向日市の観光資源について 旧上田家住宅整備事業について	ウンドの整備検討を掲げている。 整備にあたっては、何よりまとまった土地の確保が必要であり、一定面積を有する土地が確保できていない。 議員ご指摘の農地活用については、土地の確保にあたっては、本市の市街化区域では難しく、市街化調整区域における田園地帯が想定されるが、この場合、転用等に係る許可やナイター設備による周辺農作物への影響等といった課題が考えられる。 地区計画を活用する手法もあるが、その場合も、土地所有者の意向はもとより、地域の皆様のご理解とご協力が不可欠である。 このように、さまざまな課題があるが、生涯スポーツの振興と安全な避難場所等の確保が求められる中で、引き続き一つ一つの課題についてしっかりと検討を行い、市民の皆様がよりスポーツに親しめ、安心・安全に暮らせる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えている。 【部長答弁】 既に教育委員会に入会の問い合わせがあり、個別に相談に応じている。児童は原則自宅待機であるが、保護者の就労の状況などで昼間留守番をすることができない児童については入会要件を満たせば受け入れを行う。 【教育長答弁】 旧上田家住宅整備事業についてであるが、この住宅は、明治43年3月に建築され、昭和17年に現在地に移築されたもので、平成28年度の史跡長岡宮跡の土地買い上げ時に、文化財の保存と活用を目的として、所有者から寄附を受けたものである。 主屋、離れ、内蔵、外蔵、中門及び塀が良好な形で維持された都市近郊の農家住宅であることから、平成31年3月29日付けで国登録有形文化財となった。 整備事業は、昨年度の発掘調査で検出した史跡長岡宮跡の遺構整備と国登録有形文化財である旧上田家住宅の耐震補強や活用に必要な改修を合わせて実施するものである。 その後、建物内の展示などを行い、令和3年度中にオープンしたいと考えている。 運用については、来訪者に対し、長岡宮跡を解説する展示室のほか、食事などもできる休憩所やトイレを備えた市内の散策ルートの観光拠点として、また、古民家を活用した昔の生活体験の場や、地
--	--

(MUKOクラブ 和島 一行) 教育現場の防犯カメラ設置について	域の方々に様々な会議や催し物の会場として使用してもらえる地域コミュニティの場ともなる施設として、多くの方々に積極的に活用していただきたいと考えている。 また、管理方法や使用方法については、整備事業の進捗に応じて、具体的に検討することとしており、オープンの時期を見据え、十分に周知期間をとって市民の皆様にお知らせしてまいる。 【部長答弁】 教育現場の防犯カメラ設置については、本市においては、各学校に録画機能とセキュリティ会社による機械警備機能を兼ね備えた防犯カメラを、小学校は平成13年度までに、中学校は平成21年度までに、各校4台から5台配備しており、現在、小中学校合わせて43台の防犯カメラを設置しております。 防犯カメラについては、校門や通用門など、主に外部からの出入りが想定される箇所に進入出の状況が把握できるよう配置しており、職員室に設置されたモニターから、校内の状況をリアルタイムで確認がとれるようになっている。 また、校舎等の新築などにより、構造上の死角ができる学校内の箇所については、学校の意見を踏まえながら防犯カメラの増設を行うなど、変化する学校の状況に対して、その都度対応行ってきたところである。 本来、学校は教育の場であると同時に、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒が安全に安心して過ごせる場所でなければならない。 議員ご要望の教育現場への防犯カメラの増設については、外部からの来訪者の確認や、見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握、不審者の侵入防止などに有効な施策と存じる。 防犯カメラの増設にあたっては、閉鎖的な学習環境や、地域の皆様から近寄り難い雰囲気にならないようにすることが大切であり、何より、防犯カメラが増設されることで、かえって児童生徒に不安や不信を与えるようなことがあってはならないと考えている。 また、施設や設備面における対策のみで児童生徒の安全を守り切ることには限界があり、学校の安全管理を推進するためには、施設や設備面における対策とともに、教職員の意識向上を含めた学校の管理運営面での対応や、学校と保護者や地域の関係機関・団体等との協力体制の確立等のソフト面での取り組みが不可欠である。 こうしたことから、今後においても、校長会と十分な意見交換を行いながら、防犯カメラの追加配備や設置箇所の変更なども含め、学校の安全管理に万全を期してまいる。
(再質問) 不審者が学校の出入り口をすり抜けて侵	【部長答弁】 現在全校合わせ43台の防犯カメラを設置している。防犯カメラは、外部からの来訪者の確認や不審者の侵入防止には有効であ

入した場合や、犯罪が外部からの侵入者だけではないことを踏まえ、可能な限り校内の重要なポイントに防犯カメラを設置できないか。 できれば廊下に設置して欲しいが、設置に向けた話をしてもらうことはできるか。 （飛鳥井 佳子） 性暴力被害のない社会をつくることについて セクハラ、パワハラについて 性暴力被害、相談、啓発リーフレットについて	る。 しかしながら、その設置には閉鎖的な学習環境や地域住民が近寄りがたい雰囲気にならないようにすることが大切であり、何より子どもたちにかえって不安や不信を与えるようなことがあってはならない。 また、ハード面だけで子どもたちの安全を守りきることにには限界があり、教職員の意識向上や保護者や地域との協力体制確立などのソフト面が不可欠である。 今後校長会と十分意見交換を行い、万全を期す。 【教育長答弁】 教育委員会においては、平成12年4月に、「小中学校ハラスメントの防止に関する要綱」を定めており、教職員間及び教職員の児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの相談窓口を、学校教育課に設置している。 また、教職員には、毎年「教職員の服務規律の確保について」通達を発出し、ハラスメントの防止に向け、注意喚起するとともに、特に、セクシュアル・ハラスメントについては、教職員一人一人が、チェックシートを活用して自己点検を行い、意見を出し合うなど、各学校で必ず校内研修を行い、ハラスメントの防止について徹底を図っている。 これまでのところ、教職員や児童生徒、保護者から、ハラスメントの申出・相談はない。 また、児童生徒間のセクハラ事象については、担任をはじめ、同学年の教員や養護教諭、スクールカウンセラーが相談に対応しており、学校からは、今年度2学期末時点で、体を触るなどの性的言動が小学校で4件、中学校で2件報告されており、いずれも被害児童生徒及び保護者にしっかりと寄り添い、安心して学校生活が送れるように支援するとともに、加害児童生徒へは、被害児童生徒一人一人の尊厳と人格を侵害し、犯罪にもつながる行為であることを、十分に理解させるよう、保護者と連携の上、指導・支援に努めている。 石川県では、未成年や20歳代の年齢層からの性暴力の被害相談が多く、心とからだに大きなダメージを受けているにもかかわらず、どこにも、誰にも相談できず一人で問題を抱え込み、悩み苦しんでいる実態があるとして、保護者や教員等の周囲の大人が被害に気づくことが重要であり、子どものサインを見逃さず、適切に相談につなげることを目的に、男女共同参画課において作成されている。 また、小学生や中学生、高校生向けにも、各発達段階に応じて、「性暴力とは何か」、「被害にあった時はどうしたらよいのか」などの説明や相談窓口を紹介する、カードやリーフレットを配布されている。
---	--

デートＤＶ対策と性に関する指導時間、外部講師やその講師予算について	本市においては、平成２７年に作成した、ＤＶ防止に向けた冊子を、今年度、改訂を進めており、教育委員会としても、連携を図るとともに、児童生徒の学習や保護者向け啓発資料の活用について検討してまいりたいと考えている。 なお、毎年、乙訓人権擁護委員協議会から、各学校を通じて、中学３年生全員に、デートＤＶについての理解を促したり、相談窓口の紹介やデートＤＶ行動チェックリストを記載したチラシが配布され、活用されているところである。 デートＤＶは、重大な人権侵害であり、犯罪となる可能性のあることを認識させるとともに、男女ともに個人の人権を尊重し、対等な人間関係を築くことの大切さを理解させることが重要であると考えている。 現在、小学校では、性に関する指導として、特別活動において、１年生で、男女の体の違いやプライベートゾーンを知り、清潔にすることについて、２年生では、自分の成長と合わせて、へその緒など赤ちゃんの誕生に関わることについて、３年生では、親や祖父母などとの命のつながりや、命の大切さについて、４年生では、体の発達や男女差、個人差について、５年生では、心の発達や不安・悩みの対処について、６年生では、思春期や、異性の関係を理解することについてなど、発達段階に応じて各学年２時間程度の指導を行っている。 中学生になると、身体的な特徴が顕著になるとともに、個人差の違いや異性への関心の高まり、性衝動が生じるなど心理面の変化も顕著となることから、中学校では、男女における身体面・精神面の違いの理解や、異性を尊重し人間関係を築くにあたってのルールやマナーについて理解させる授業を行っているところである。 性に関する指導としては、保健体育科において、１年生では、心身の発達や生命を生み出す体の成熟について、２年生では、異性についてや男女交際について、３年生では、性感染症やエイズ、病気の予防について、各学年２時間ないし４時間程度学習している。 特に３年生では、性器クラミジア感染症、梅毒などの感染経路が性的接触によることや感染者の低年齢化が社会問題となっている現状、性感染症の予防などについても学習している。 また、小中学校とも、学級担任または、教科担当が指導をするだけでなく、養護教諭とも連携した指導を行っているところであるが、西ノ岡中学校では、専門の外部講師を招いて、性被害を防ぎ、命を守るためのロールプレイをするなどの授業も行われている。 外部講師による授業は、児童生徒にとっては、専門性の高い内容や普段聞けない体験談を聞くことができ、興味関心の高い内容になることから、学校の裁量予算である「子ども未来づくり支援事業」を活用し、授業を行っているところである。 教育委員会としては、引き続き、同事業を活用し、西ノ岡中学校の取組とともに、専門の外部講師を他校に紹介するなど、性に関す
--	---

(杉谷 伸夫) 子育て支援対策について 私立幼稚園幼児教育振興助成について	る指導が効果的に進められるよう努めてまいる。 また、デートＤＶの防止に向けて、議員ご指摘のとおり、男女共同参画の視点に立った教育が重要であり、自立の意識及び望ましい勤労観、職業観を育むため、技術・家庭科や特別活動において、体験的な学習を進めているところである。 各中学校では、中学２年生における４日間の職場体験や中学３年生における保育体験などの体験活動を行っており、職場体験をした生徒は、あいさつについて気づくことが多く、「あいさつをしっかりとすることが自立のはじまりと思う」との声や、「社会人として、あいさつをしっかりとしたい」といった感想があり、自立の意識が芽生えるきっかけとなっていることが伺える。 また、保育体験をした男子生徒から、「人が生まれてくることは奇跡の連続と思う」と言った声や、「自分の赤ちゃんが生まれたら、父親として母親と共に子育てをしなければならない」などの感想があり、個人としての尊厳を大切に考える考えや固定的な役割分担にとらわれない意識が伺えるところである。 このような体験活動は、男女共同参画の視点に立った、自立の意識や望ましい職業観の育成に資するものであり、教育委員会としては、各学校における指導が充実するよう引き続き支援に努めてまいりたい。 【部長答弁】 私立幼稚園幼児教育振興助成については、国において幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部を改正され、幼児教育・保育の無償化が昨年１０月から開始されたところである。 本市では、幼稚園教育の振興を図り、私立幼稚園に在籍する園児の保護者負担の軽減を図るため、乙訓２市１町で統一して「向日市私立幼稚園就園奨励費補助金」及び「向日市私立幼稚園児教材費補助金」を保護者に交付するとともに、「乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金」、「向日市私立幼稚園設備費補助金」及び「向日市私立幼稚園特別支援教育振興補助金」を私立幼稚園に交付してきたところである。 ご質問の幼稚園への補助について、まず、「私立幼稚園就園奨励費補助金」については、無償化に伴い、国において制度を廃止されたところであり、保育料の負担がなくなったことから、保護者負担の軽減を図るため補助してきた「向日市私立幼稚園児教材費補助金」を廃止することとしたところである。 このことにより、年収３６０万円相当未満の世帯では負担が増える場合もあると想定されたことから、保育所に通う園児との負担格差を考慮し、できるだけ負担が増えることのないように、新たに「向日市私立幼稚園入園補助金」を創設するものである。
--	---

	それ以外の世帯については、「向日市私立幼稚園児教材費補助金」を廃止したとしても、負担が増えることはなく、そうした世帯にまで継続して補助することは、無償化に加え、新たな給付をすることになり、市民の理解を得ることは難しいものがあると考えている。 次に、「向日市私立幼稚園設備費補助金」については、幼児教育に必要な設備に要する経費として市内の幼稚園に対し、1園あたり21万円の補助をしてきたところであるが、この補助金とは別に、待機児童対策を促進する観点から、協力いただける幼稚園については、1園あたり9万円を新たに交付する。 なお、「乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金」及び「向日市私立幼稚園特別支援教育振興補助金」については、従来どおり交付することとしており、今回、国の無償化とともに、本市の補助金を充実するものであり、無償化による子育て支援の趣旨に沿ったものであると考えている。 今後においても、引き続き私立幼稚園保護者負担の軽減と幼児教育の振興に努める。
(再質問) 「私立幼稚園児教材費補助金」を廃止することによって、市の財源がどれだけ削減されるのか。また、幼児教育・保育の無償化の制度では、どれだけ市の財源が増えるのか。	【部長答弁】 幼児教育・保育の無償化において、廃止した「私立幼稚園就園奨励費補助金」と同じくらいの額である。 また、新たに創設する「向日市私立幼稚園入園補助金」等において、約200万円を増額、一方、「私立幼稚園児教材費補助金」は約3,500万円の減額をしたが、国・府を合わせた制度全体を見ると、財源が約1億4,000万円増額されており、保護者の負担が軽減されていると理解している。
(日本共産党議員団 北林 智子) 子育て支援について 第2留守家庭児童会の増築事業	【部長答弁】 本市留守家庭児童会については、議員ご承知のとおり、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう運営している。 第2留守家庭児童会については、夏入会児童数の増加に対応するため、増築事業を進めているところである。 新年度の入会児童数については、昨年度とほぼ同様の120名程度と見込んでおり、現在入会決定手続きを行っているところである。 事業の進捗や利用開始については、夏季入会児童数の増加に対応できるよう、2クラス分の増築事業を、夏休み開始を目指して、進めているところである。
(日本共産党議員団 常盤ゆかり) 「ひきこもり」への支	【教育長答弁】 先ず、ひきこもり支援の事例についてであるが、本市の中学校に在籍する不登校の生徒は毎年、ほぼ100%が高等学校へ進学して

援について 「ひきこもり」支援体制について	いる。 高等学校入学後の中途退学の状況や高等学校卒業後の進路等については、卒業生が中学校の担任へ相談に来たりすることで高等学校での生活の様子や状況を把握し、個別に支援するケースはあるが、すべての不登校生徒について、進学後の情報を進路先と共有することは、個人情報に関係から困難な状況にあり、ひきこもりを含め卒業生にかかる情報は全て把握することができていないところである。 こうした状況は本市に限らず、全国的にもほぼ同様の状況にあると考えられる。 そうした中で、京都府においては、ひきこもりのへ対応として、不登校を経験した生徒が中学校在籍時から適切なひきこもり支援を開始し、卒業後も途絶えることなく、安定した支援を受けられる仕組みを構築する観点から、平成29年度に脱ひきこもり支援センターに「早期支援特別班」を設置されたところである。 「早期支援特別班」では不登校生徒の在籍中学校と連携して不登校状況の確認や支援に向けた調整を図り、本人や家族と面談等を実施し、ひきこもり相談や福祉・医療など適切な支援機関につなぐことによって、復学や社会参加に進めるよう支援を行われていた。 しかしながら、市町教育委員会や中学校との関係構築や「早期支援特別班」に対する認知が十分でないことなどが課題となっていることを踏まえ、今年度から、さらに「早期支援特別班」の体制が強化され、脱ひきこもり支援センターに府内5箇所の教育局ごとの担当を配置し、市町教育委員会や不登校生徒の在籍中学校との関係構築を進めやすくされたと承知している。 本市においては、昨年度までに中学校が「早期支援特別班」と連携を図り、生徒と保護者が支援を受け、高等学校に進学し、現在、安定した学校生活を送っているケースが1件報告されている。今年度については、現在のところ、各教育局担当の「早期支援特別班」との連携を図っているケースはない。 教育委員会としては、不登校からのひきこもり化やひきこもりの未然防止を図るためには中学校の段階から支援を開始し、卒業後においても継続して支援していくことが重要と考えているが、生徒の機微な情報を取り扱うことから、十分な配慮が必要であり、引き続き、各校における不登校の状況をきめ細かく把握しながら、学校を通して家庭と「早期支援特別班」がつながるよう努めてまいりたい。
-------------------------------------	--

向日市議会令和2年第1回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日 時 令和2年3月11日（水） 午前10時～11時50分
- 2 場 所 向日市役所第1委員会室
- 3 委 員 丹野委員長、福田副委員長、常盤委員、和島委員、村田委員、小野委員、天野委員

議案第23号 令和元年度向日市一般会計補正予算（第6号）（所管分）	
	○質疑
	【校内通信ネットワークについて】
委員	校内通信ネットワークについて、子どもたちにタブレットを配布し、実際に運用を開始するのはいつか。年間のWi-Fiに係る通信費や維持費等の経費を教えてください。
事務局	国のロードマップでは令和2年度から端末の導入が示されている。教室内にどのような端末が必要なのかという調査を行い、考えていく段階であるので時期はお示しできない。
事務局	現在使っている回線を使用するので通信費は発生しない。
委員	既存のインターネットに接続できている回線を使用し、校内で共有するということか。
事務局	仰るとおりである。今回の事業は校内の配線のみ必要となり、インターネットの接続ができていますので、経費はかからない。
委員	タブレットを導入するまでにWi-Fiの環境を整備するが、その間に空白があっても、余分な費用はかからないということか。
事務局	お見込のとおりである。
委員	ICT化や英語教育の義務化によって学校教育が変わり、教員の負担は増え、減ることはないと考える。専門教員や英語の資格を持った教員の配置はどうなっているのか。
事務局	教員の配置については、今年度であれば、小学校中学年と高学年に英語専科とALTを配置している。来年度については未定である。
委員	学校現場の変化により、教職員が振り回されることが容易に想像できる。国の施策に機敏に対応することも大事だが、子どもたちの学びが重要であるので、まずは教育委員会として、学びの環境整備を取り掛かっていただきたい。

委員	校内通信ネットワークの校内の整備について、何を購入するかなど詳細設計はされているのか。校内で大容量で使えるように整備されても、その先にある元の出口が細ければ役に立たないと思うがどうか。
事務局	何を使用するのかについては、まずは何が適しているのか、何が必要なのかという検討から入ることになる。端末について、詳細は何も決まっていないので、検討し、必要なものを準備していきたい。今回の整備に関しては、先ほどもお答えしたが、あくまで校内のネットワーク環境を整備する。
委員	校外の出口は向日市ではないと思うが、京都府が整備するということなのか。
事務局	向日市から出ると京都府のみらいネットというネットワークに接続している。京都府が所管するもので、整備については京都府が検討する。
委員	校内通信ネットワーク整備事業について、いくつかモデル的な仕様があるということだが、どのように使って何をするのかということもこれから検討するというイメージでよいか。
事務局	最近になり端末のモデルが示され、どれが適しているのか、これから検討していく。
委員	京都府のみらいネットの話も出たが、どのサーバを使うかなどの運用も含めてこれから検討するということか。
事務局	これから検討ということになる。
委員	新型コロナウイルスの関係により、実質2週間授業をしないということになり、貴重な教育機会が保障されなくなった。 費用は増大になるが、在宅でも環境があれば学べるよう、運用面を含む教育インフラの整備を本市としてしっかり取り組んでいただきたい。
委員	【学校施設環境整備について】 学校施設環境整備について、体育館のトイレは対象なのか。
事務局	5か年計画で進めており、来年度は西ノ岡中学校の体育館のトイレを整備する。
委員	小学校の体育館のトイレは計画に入っていないのか。
事務局	計画に入っていない。

委員	手を洗おうとしたら、すぐ詰まるところがある。学校の教職員は気づいていないのか。直そうと思わないのか。
事務局	残りの整備していないトイレについては、今後、学校の実情や要望も踏まえて、施設の修繕の範囲内で改修させていただく予定である。
委員	向陽小学校の体育館の扉が故障しており、そのままにしていたのはなぜか。
事務局	委員ご指摘の場所についてであるが、当初倉庫だと聞いていたため、その場所を点検し、問題がないことを確認した。 体育館の扉は春休み中に修繕するよう進めている。
委員	指定避難所となっているので、いつ大勢の方が避難するかわからない。また、扉は2箇所開かないところがあるが、学校の教職員は教育委員会に何も言わないのか。故障中という紙を貼るだけで、直そうという気がないのか。
事務局	ご指摘の箇所については、教育活動上、特に支障がない箇所であった。毎年春休みに本市の職員が点検し、修繕することになっている。その際にヒアリングを行って直す予定をしていた。先に故障中と貼ってしまったのは今後気をつけていきたい。
事務局	ご指摘の箇所については、現場を見てきたが、先に答弁したように春休みに修繕する。
委員	数年前に、第5向陽小学校の体育館の砂落としが汚くなっていたという一般質問があったが、学校の教職員からの声は上がらないのか。学校の教職員が修繕してほしいと言える体制を取っていただきたい。このままだと故障していても放置される状態が続くと懸念する。
事務局	学校の不良箇所については、教育総務課と学校で点検をしている。不具合があれば教育総務課へ連絡いただき、修繕するというやり方を取っている。学校の実情や要望もあるが、優先順位をつけながら修繕する考えである。
委員	トイレの整備に体育館のトイレは計画に含まれていないということなので、ぜひ計画に入れていただきたい。 第6向陽小学校では、学校の教職員から教育委員会に職員室が雨漏りしていると連絡したとのことだが、教育委員会はそのことを把握しているのか。また、今後の学校整備計画はどのようなになっているのか。
事務局	第6向陽小学校の雨漏りについては把握している。改修については計画中であり、現

委員	在改修ができていない状態であるが、決して承知していないということではない。 トイレや雨漏り等については最優先してほしい。整備計画はここで終了ではなく、今後どのような計画になっているのか再度考えてほしい。
事務局	雨漏り等は最優先し、修繕をしている。先ほども申し上げたように、学校の実情や要望を踏まえ、教室や渡り廊下等を優先して修繕している。他の箇所については計画を立てている状況である。
委員	今後、学校整備計画のような計画を立てられるのか。
事務局	計画的な修繕については、本市の学校施設は老朽化が目立っているが、即座に直すことはできない。将来に向けて、大規模改修ができるよう計画を立てているところである。 採決　－　挙手全員　－　可決
議案第 1 号　　令和 2 年度向日市一般会計予算（所管分　文教関係分）	
委員	○質疑 【パラリンピック聖火フェスティバル開催事業について】 パラリンピック聖火フェスティバル開催事業について、このような状況で何か国や京都府から連絡はあったのか。
事務局	そのような通知等、現在承知していない。
委員	教育委員会から伺うことはしないのか。
事務局	この事業については詳細も決まっておらず、8月13日から17日の間に開催することとなっている。
委員	向日市での取組はどうするのか。障がい者の日実行委員会を中心に進めていくと思うが、詳細を伺いたい。
事務局	詳細は決まっていない。場所についても調整中であり、内容についてはリレーではなく、採火式ということになる。京都府の集火式に持って行くというイメージである。
委員	京都府が行う集火式に向日市の参加者が参加するのか、この点も何も決まっていないのか。

事務局	そのとおりである。
委員	パラリンピックについて、スポーツというよりも市民サービス部でのウェイトが高いということか。
事務局	どちらのウェイトが高いというよりも、連携してやっていくということである。
委員	国ではパラリンピックもスポーツの部門にウェイトをシフトしているが、向日市ではスポーツで参加するイベントとならないのか。
市長	パラリンピックの採火式については、スポーツや障がい者支援ということではなく、障がいがある方やない方を含めて全ての市民が一つになって参加できる行事として考えている。 市として担当課はあるが、教育委員会の生涯学習課や市民サービス部の障がい者支援課が所管であるということではなく、市全体として、一つの行事に全ての人が参加するという考えに基づいて取り組んでいる。
委員	市民５７，０００人、全てが参加対象ということか。
市長	そのとおりである。
委員	パラリンピック聖火フェスティバル事業で実行委員会に２００万円の補助金が出ているが、どのように活用されるのか。
事務局	詳細は決定していないが、会場の借り上げ料や人件費を想定している。
委員	【和紙の特別展・国際シンポジウム事業について】 新年度の主要事業の和紙の特別展・国際シンポジウム事業について、詳しくお聞かせいただきたい。
事務局	西向日住宅地にある寿岳文章氏の居宅向日庵で営まれていた昭和戦前期の様々な文化的な活動を調査・研究し、その成果を発信するために企画したものである。 特に重要であった日本の手漉き紙の調査・研究に焦点を当て、国際シンポジウムで手漉き紙の研究者や作品を作っている芸術家の方に集まっていただき、開催する予定である。また、寿岳文章氏の和紙研究と国際交流の定着を図るため、シンポジウムの内容を取り上げた講演会を年度内に開催する予定である。
委員	シンポジウムは文化資料館で開催されるということだが、受入体制のイメージはして

	いるのか。
事務局	シンポジウム当日は、女性活躍センターも併せて利用する予定である。関連するパネルを展示し、また昼食をとる中で市民の方と交流する場を設けることを考えている。
委員	【旧上田家住宅整備事業について】 旧上田家住宅整備事業について、どのように活用されているのか教えていただきたい。
事務局	建物内に長岡京や向日市の歴史・文化的遺産などの展示を考えている。食事やトイレ休憩ができる市内散策の拠点として使っていただくこと、また、古民家を活用した生活体験や会議や催し物として地域コミュニティとして使っていただけるよう考えている。
委員	誰でも使用できる施設ということか。また、運営・管理体制や生活体験などに係る使用料は発生するのか。
事務局	使用の範囲としては、市内散策の為にどなたでも使っていただける場として考えている。生活体験については、旧所有者の方が昭和初期から30年代ぐらいまでの生活様式を残されており、展示はそういったものも含まれている。これらを活用し、生活体験ができる場とする予定である。また、整備後の運営体制面は、令和2年度中に使用料を含め条例として制定する予定である。
委員	旧上田家住宅の整備を今年度進めていると思うが、入札不落であったと聞いている。令和元年度補正予算の中で進めるという理解でよいか。
事務局	その予算で実施する。
委員	入札において、何が原因で落札されなかったのか。
事務局	諸物価高騰が主な原因と考えられる。なお、条件面で文化財の保存実績がある会社を募集した経緯もあり、改めて実施内容を検討していきたい。
委員	予算の増額が必要なのか、改修内容を見直す必要があるのか、また、今後工事はどのような形で検討されるのか。
事務局	設計業者と再度事業内容の洗い出しを行っているところである。内容の見直し、実施するかということも含めて全てを見直し検討している。予算の増額は考えていない。

	【民具の保管について】
委員	これまで民具の寄贈があれば、小学校の空き教室や玄関口に展示、保管されていた。今は学校で保管されていないところが増えている。現在民具の保管場所等あるのか、どう活用されているのか伺いたい。
事務局	かつて学校にあった民具は概ね文化資料館で保管している。活用については、毎年1月から3月の間にくらしの道具展として民具を展示しており、3年生の学校授業で来館いただいた際には、民具の説明をするなどの活用をしている。
委員	文化資料館の保管場所はどのような状況なのか。
事務局	保管の場所では民具が大変多くなっている。学校から移した民具の中でも来歴がわからないものや破損が大きいものなど展示に堪えないものについては、良い状態のものが他にあれば、やむなく処分し、限られたスペースで収まるようにしている。
	【防災備蓄物資を活用した教育について】
委員	防災備蓄物資を活用した教育について詳しく説明いただきたい。
事務局	災害が起きた場合、実際に食べる食べ物のことを家庭科の授業で学んでいただくことを想定している。
委員	災害時における実践力を学ぶというのは、家庭で、こういったことを学んだというのを話たりすることができるという教育というものを考えているのか。
事務局	授業の中でどのように活用できるのかは検討中である。災害に備える指導を行うことで興味関心を高め、内容を家庭内に広げていくことも想定できる。
委員	災害時の実践というのは、ボランティア活動に携わるということも含まれているのか。
事務局	備蓄の食べ物についての学習なので、ボランティア活動はまた別の話になると思う。
	【留守家庭児童会について】
委員	留守家庭児童会について、現在午前8時から始まっているのか。
事務局	8時30分から開会しており、早朝利用は8時からである。
委員	指導員の確保はできているのか。教職員の応援は入っているのか。

事務局	3月5日から一日育成を開始しているが、指導員の確保はできている。非常勤の支援員や教員を目指している学生などに指導員として登録していただいた。
事務局	現在教員は通知表の準備や家庭訪問が控えているのでその準備等で出勤している。
委員	留守家庭児童会との行き来はないということか。また、学校で預かるということはないのか。
事務局	現在のところ留守家庭児童会で受入ができていないので考えていない。状況が日々変わっていく中で、新しい対応が必要であれば検討していきたい。
委員	【新型コロナウイルスに係ることについて】 新型コロナウイルスの関係で、図書館で勉強していると「勉強しないでください」と対応をしている自治体があると聞いている。向日市ではどのような対応をされるのか。
事務局	本市では3月5日から休館しているので休館前の対応になるが、いらっしゃった方は全て受け入れている。
委員	開館した際は受け入れるということか。
事務局	自習室はないが、図書館の資料を使って調べものをされるのは歓迎している。
委員	留守家庭児童会は建物の中では密着している状態になるので、校庭を使って遊ぶようにするなど工夫されているが、建物の中での感染対策は考えているのか。また、学年を分けるなど学校の登校日の工夫は考えているのか。
事務局	手洗いの徹底や指導員のマスク着用などできる限りのことを行っている。現在の出席率は50から60%程度なので、今のところ校舎の活用は考えていない。
事務局	臨時休業を3月24日までとしているので、現在登校日の予定はない。
委員	そのまま春休みになり、新年度を迎えるということか。
事務局	現段階で25日から春季休業に入る。授業日ではないが、4月1日を登校日としている。また同日に、各校で離任式を行う計画である。
委員	学校給食費の返還はいかがか。

事務局	臨時休業に伴い給食も停止しているため、遡って給食費の返還を行う。
委員	いつ返還するのか。
事務局	学校によって3月分の給食費の引落日が違うため、引落前に差額分を計算し、減額分のみ引き落としができたところもあるが、小学校については概ね3月中、中学校については4月中に返還手続きができるよう進めている。
委員	委託業者は食材の調達はしていないのか。
事務局	委託業者には、あくまで調理業務を委託している。食材の調達について、小学校は小学校で、中学校は給食センターで行っている。
委員	新学期から学習指導要領が変わるが、具体的に変わる点を教えてほしい。
事務局	英語教育については、3・4年は担任を中心として見る。5・6年については英語科が始まるのでALTの活用しながらの授業を想定している。 各教科の中でプログラミング的思考を養うことが盛り込まれている。パソコンを使った活動も同時に行っていくことになる。
委員	第2留守家庭児童会及び第4留守家庭児童会の建物の進捗状況はいかがか。
事務局	第4留守家庭児童会は1学期の供用開始を目指しており、進捗状況は90%で予定どおり進んでいる。第2留守家庭児童会は夏休みまでに供用開始できるよう準備を進めている。
委員	第4向陽小学校の校舎はどうなっているのか。
事務局	第4留守家庭児童会と並行して行っている。予定どおり1学期から供用開始できるよう進めている。
委員	新型コロナウイルスにより、工事が遅れるということはないか。
事務局	3月5日から留守家庭児童会で1日育成が始まり、予定どおりいかないところもあったが、工程は回復しているので予定どおりの供用開始となる。
	採決　－　挙手多数　－　可決

議案第 27 号 財産（史跡乙訓古墳群）の取得について（第 27 号）	
	○質疑
	【財産（史跡乙訓古墳群）の取得について】
委員	国と府からの補助金と市の持ち出し分の内訳を教えてください。
事務局	財源については、本年度が起債で、翌令和 2 年度から起債に対する償還に補助等が得られる。単年度毎の償還に対し、国庫補助金が 80%、府の交付金が約 10%、本市負担は 10%となる。元金だけではなく、利子も国庫補助金等の対象となる。
委員	取得するにあたって、市民の方に計画を示さないといけないが、どういう活用をされるのか教えてください。
事務局	まずは文化財の適切な保護、適切な管理ができるように考えている。整備活用については、他の元稲荷古墳や物集女車塚古墳などと併せて考えていきたい。
委員	五塚原古墳と寺戸大塚古墳は、完成したら自由に足を踏み入れることができないのか。
市長	五塚原古墳は現段階ではみなさんが入れる公園にしようと考えているが、寺戸大塚古墳については竹の径の景観の 1 つとなっているので竹の径にふさわしい古墳として考えていきたいと思っている。
委員	寺戸大塚古墳は、半分は整備されて、半分は整備されないことになるのか。
市長	整備については、京都市と十分に協議し、そのようなことにならないようにする。
委員	購入費と補償補填の予算の執行はどのように行われたのか。
事務局	土地については、不動産鑑定により土地価格の平米単価が予算から変動したこと、五塚原古墳の寺戸財産区の駐車場部分の買い上げと、個人所有地の買い上げが一部のみとなった為、金額が下がった。補償については、竹林に立つ小屋、雑木等樹木伐採、タケノコ等の営業補償で算定していたが、伐採が不要となり、また、所有者の都合によりタケノコの営業補償も不要となり、当初計画していた予算から金額よりも下がった。
	採決 ー 挙手全員 ー 可決

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置について（報告）

令和2年3月26日
学 校 教 育 課
生 涯 学 習 課

以下のとおり対応を行いましたので、報告します。

1 臨時休業について

対象 向日市立小中学校

期間 令和2年3月3日（火）から24日（火）まで

2 留守家庭児童会の開会について

（1）令和2年3月3日（火）、4日（水）

午後1時30分から午後6時まで（延長あり）

（2）令和2年3月5日（木）から24日（火）

午前8時30分から午後6時まで（早朝、延長あり）

3 卒業式について

各小中学校ともに規模を縮小したうえで、中学校は3月13日（金）に、
小学校は19日（木）に挙行。

・参加者は卒業学年とその保護者及び教職員のみ。

・時間は45分に短縮。

4 修了式について

臨時休業期間につき行わない。

5 給食について

臨時休業中の給食については、小中学校ともに提供しないこととし、給食費については、臨時休校期間分の給食費を返還する。

6 学校施設開放について

臨時休業中の夜間、日曜日の学校開放については中止とする。

3月23日（月）、24日（火）及び春季休業期間中は、小学校のみ児童に開放。時間は午後1時から午後4時まで。

7 教育活動の再開について

文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づき、新学期より市立小中学校の教育活動を再開する。

入学式については、小中学校ともに卒業式と同様に規模を縮小し、入学する児童生徒とその保護者及び教職員のみで執り行う。

(1) 小学校

- | | | |
|------|-------------|-----------|
| ・始業式 | 令和2年4月7日（火） | 通常どおり登校 |
| ・入学式 | 令和2年4月8日（水） | 午前9時30分から |

(2) 中学校

- | | | |
|------|-------------|-----------|
| ・始業式 | 令和2年4月8日（水） | 通常どおり登校 |
| ・入学式 | 令和2年4月9日（木） | 午前9時30分から |

8 部活動の再開について

文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づき、令和2年3月26日（木）以降、指導体制が整い次第、条件付きで再開できることとする。

元文科初第1780号
令和2年3月24日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原 誠

(印影印刷)

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における
教育活動の再開等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策に関し、2月28日に文部科学省から小学校等の一斉臨時休業を要請しました（令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知）。3月19日の文部科学大臣メッセージでもお伝えしていますが、各学校の設置者におかれては、急な要請であったにも関わらず、地域や学校の実情を踏まえ、適切かつ迅速に臨時休業等の措置を講じて頂いたことに対し、感謝申し上げます。

この度公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年3月19日））においては、春休み明け以降の学校再開に当たっては、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくこと、またこの観点から、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示されました。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することが重要であるとの考え方が示されました。

なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート（爆発的患者急増）」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなります。

これを踏まえて、3月20日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、内閣総理大臣から、新学期を迎える学校の再開に向けて、具体的な方針を、できる限り早急にとりまとめるよう指示がありました。

学校では、日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策が不可欠です。このため、学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（別添1）を作成しましたので、各学校におかれては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を始める準備を行っていただくようお願いします。

なお、上述した専門家会議の状況分析・提言においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しく願いいたします。

今後も、学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、当該学校の臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、検討いただくこととなります。臨時休業を行う際の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（別添2）を作成しましたので、御活用ください。

今般の前例のない一斉臨時休業に際し、各学校や学校の設置者においては、家庭での学習環境を整えて頂くなど、様々な制約の中で、できる限りの御尽力を頂いたところでありますが、学びや生活の面で児童生徒等に様々な課題が生じていることと承知しています。学校再開に当たっては、学校や地域の実態に応じて、例えば、学年末に実施できなかった特定の単元の定着を図ったり、学びに向き合う前提となる生活のリズムを整えたりすることなどが考えられます。また、当初予定していた授業や学校行事等の年間計画を見直す学校も出てくることが予想されます。

令和2年度は、通常であっても年間を通じて業務量が最も多くなる年度当初に、一斉臨時休業を踏まえたきめ細かな対応が求められるため、教職員の負担は例年と比べても大きくなることから、学校の設置者におかれましては、学習指導員や部活動指導員等の外部人材を活用しつつ、教職員の業務の適正化等に十分御留意ください。文部科学省としても、政府一体となって、今般の一斉臨時休業に伴い生じた様々な課題に適切に対応すべく、今後とも必

要な措置を講じてまいります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

また、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和 2 年 2 月 25 日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、初等中等教育局健康教育・食育課、高等教育局高等教育企画課事務連絡）については本通知をもって廃止します。

<本件連絡先>

文部科学省：０３－５２５３－４１１１（代表）

- 保健管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内２９１８）
- 障害のある幼児児童生徒に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課（内３１９５）
- 学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課（内２３６７）
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課（内３７７７）
文化庁 参事官（芸術文化担当）（内２８３２）
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内２６９４）
- 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること
初等中等教育局 財務課（内２５８８）
- 放課後子供教室に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課（内３２６０）
- 教科書の取扱いに関すること
初等中等教育局 教科書課（内２４１１）
- 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局財務課（内２５８８）
 - ・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課（内２５３２）
- 公立高等学校及び特別支援学校等における入学科等の取扱いに関すること
初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム（内３５７８）
- 私立学校における入学科等の取扱いに関すること
高等教育局 私学部 私学助成課（内２５４７）
- 就学援助等に関すること
初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム（内２５６０）
- 高校生等への修学支援に関すること
 - ・高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金及び公立高校等に在学する高校生等の家計急変世帯への支援について
初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム（内３５７８）
 - ・私立高校等に在学する高校生等の家計急変世帯への支援について
高等教育局 私学部 私学助成課（内２５４７）
 - ・大学等への進学に際して利用できる経済的支援について
高等教育局 学生・留学生課（内線３０５０）
- 私立学校に関すること
高等教育局 私学部 私学行政課（内２５３２）
- 国立大学附属学校に関すること
総合教育政策局 教育人材政策課（内３４９８）
- 公立大学附属学校に関すること
高等教育局 大学振興課（内３３７０）
- 専修学校に関すること
総合教育政策局 生涯学習推進課（内２９３９）

令和2年3月24日

I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(令和2年3月19日))においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域、③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。

1. 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

(参考) 手洗いと咳エチケット (出典: 首相官邸ホームページ)

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



② 手の甲をのばすようにこすります。



③ 指先・爪の間を念入りにこすります。



④ 指の間を洗います。



⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。



⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

3つの咳エチケット

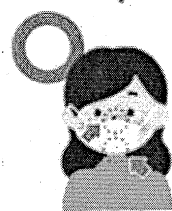
電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



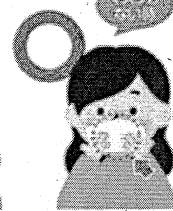
何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

また、学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、適宜、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度 0.05%~0.5%)で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法: 市販の家庭用塩素系漂白剤(原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%)を用いる場合、原液 25 mL(漂白剤のキャップ 1 杯)を 2 L の水で希釈する(約 0.06% の希釈液)。

3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）が3月9日に示した見解¹によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

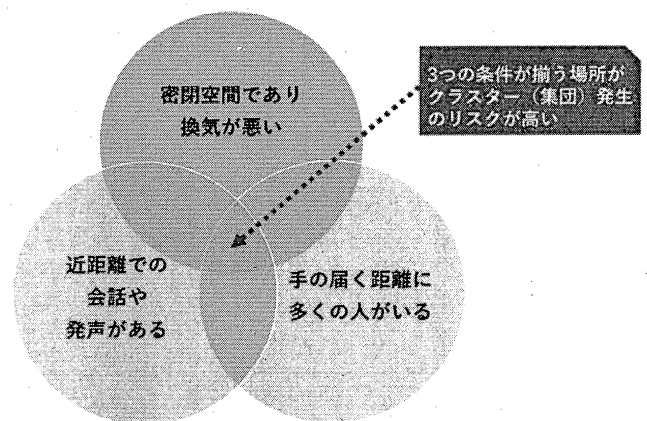
- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた

という**3つの条件が重なった場**である。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため、**この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けること**が重要である（図参照）。

専門家会議が3月19日に示した提言²では、この『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」であるとされている。



¹ 「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（令和2年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

² 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

この専門家会議の提言を踏まえ、学校においては以下のような対応を行うこと。

(1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

多くの学校においては人の密度を下げることに限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスク※を装着するなどするよう指導すること。

※なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

(2) 出席停止等の扱いについて

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

なお、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いに関しては、「(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について」を参照されたい。

学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「2. 学習指導に関すること」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮すること。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等^注（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

（注）重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和2年3月11日版）」の、「問19 基礎疾患のある患者について、診療を行う上での留意点はありますか？」の回答から抜粋）

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

②学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められること。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり

得るので最新の情報に注意すること。

(※)「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

<検疫強化対象地域>

(注:下線は、2020年3月21日午前0時(日本時間)から追加)

東アジア:中国,韓国の全域(3月9日午前0時から追加)

ヨーロッパ:シェンゲン協定加盟国(アイスランド,イタリア,エストニア,オーストリア,オランダ,ギリシャ,スイス,スウェーデン,スペイン,スロバキア,スロベニア,チェコ,デンマーク,ドイツ,ノルウェー,ハンガリー,フィンランド,フランス,ベルギー,ポーランド,ポルトガル,マルタ,ラトビア,リトアニア,リヒテンシュタイン,ルクセンブルク),アイルランド,アンドラ,英国,キプロス,クロアチア,サンマリノ,バチカン,ブルガリア,モナコ,ルーマニアの全域

中東:イランの全域

アフリカ:エジプトの全域

<入管法に基づく入国制限対象地域>

(注:下線は、2020年3月19日午前0時(日本時間)から追加)

<中国>湖北省,浙江省

<韓国>大邱広域市,慶尚北道(清道郡,慶山市,安東市,永川市,漆谷郡,義城郡,星州郡,軍威郡)

<イラン・イスラム>ギーラーン州,コム州,テヘラン州,アルボルズ州,イスファハン州,ガズヴィーン州,ゴレスタン州,セムナーン州,マーザンダラン州,マルキャズィ州,ロレスタン州

<イタリア>ヴェネト州,エミリア=ロマーニャ州,ピエモンテ州,マルケ州,ロンバルディア州,ヴァッレ=ダオスタ州,トレンティーノ=アルト=アディジェ州,フリウリ=ヴェネツィア=ジュリア州,リグーリア州

<サンマリノ>全ての地域

<スイス>ティチーノ州,バーゼル=シュタット準州

<スペイン>ナバラ州,バスク州,マドリード州,ラ=リオハ州

<アイスランド>全ての地域

(5) 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から,児童生徒等の状況を的確に把握し,健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして,心の健康問題に適切に取り組むこと。

(6) 感染者,濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者,濃厚接触者とその家族,この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は,断じて許されないものであり,新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に,発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ,このような偏見や差別が生じないようにすること。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

Ⅲ.提言等

2. 市民と事業者の皆様へ

(2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

2. 学習指導に関すること

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

特に、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には、必要な措置を講じるなど十分に配慮すること。とりわけ、今春進学する児童生徒に対して措置を講じる必要性が高い場合については、当該児童生徒の学習状況を進学先の学校に共有するとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討いただきたいこと。

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条、

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 61 条等），その際，児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに，各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど，教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また，週休日である土曜日に授業を行う場合には，教職員の勤務日及び勤務時間について，各地方公共団体の条例等に則り，適切に振り替えを行うことが必要となること。）

- ・ 30 文科初第 1797 号平成 31 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）³の趣旨・内容についても，引き続き踏まえること。

なお，文部科学省から各教科書発行者に対して，各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう，各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているので，必要に応じて参照いただきたいこと。

（３）各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても，本ガイドライン 1.（１）に示す感染症対策を講じるとともに，それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては，指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

3. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

入学式及び始業式の実施に際しては，3 月 9 日の専門家会議で示されている 3 つの条件が重なることのないよう，感染拡大防止の対策を講じること。

その他の学校行事についても，その実施に際し，上記 3 つの条件が重なることのないよう，地域の感染状況等も踏まえ，それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり，延期したりする等の対応を行うこと。

特に，修学旅行については，その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき，当面の措置として取り止める場合においても，中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいこと。なお，海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は，諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況，日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況，海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ，外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期するとともに，十分に御

³ https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415315.htm

検討をいただくようお願いしたいこと。

4. 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

5. 学校給食に関すること

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。

給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

また、給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底すること。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が考えられること。

6. 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行うこと。

なお、教職員が勤務するに当たっては、地域や学校の実情に応じて、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

7. 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関する こと

学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に学校施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについて、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも、当面の間、報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用も可能であること。

8. その他

(1) 公立の高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、公立高等学校及び特別支援学校等において、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学料等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

(2) 私立学校における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、私立学校に通う児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の学納金の納付が困難な者に対して、都道府県私立学校主管部課においては、各私立学校において学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたいこと。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれること。

(3) 就学援助等に関すること

入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、以下の点に配慮すること。

- ・家庭や学校の状況等により、やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟な対応を

行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うこと。

- ・なお、必要に応じて、国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。

(4) 高校生等への修学支援に関すること

入学や新学期開始に際し、以下の点に配慮留意すること。

- ・高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど生徒等に配慮した柔軟な対応を行うこと。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第6条第3項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の中途において家計急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。こうした高校生等に対する修学支援について、各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。
- ・奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。
- ・更に、卒業年次の高校生等については、次年度の進路決定にあたり、経済的理由により修学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行うこと。

本「チェックリスト」は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿った対応状況を各学校で確認する際の参考として作成したものです。

参考

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

《チェックリスト》

- ☐ 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温，風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- ☐ 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- ☐ 学校医，学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え，清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- ☐ 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- ☐ 3つの条件（換気の悪い密閉空間，人の密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため，(1)換気の徹底(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- ☐ 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- ☐ 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- ☐ 部活動の実施にあたり，実施内容や方法を工夫した上で，感染防止のための対応を行いましたか？
- ☐ 学校給食の実施にあたり，感染防止のための工夫を行いましたか？
- ☐ 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？

令和 2 年 3 月 2 4 日

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断すること。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

（臨時休業）

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3 月 19 日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された見解に基づき対応することとなる。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 3 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（抜粋）

Ⅱ.状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。

ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生 of 早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要が生じます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3. で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7. の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。（下線は文部科学省）

2. 学習指導に関すること

（1）家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度 of 教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び

応援サイト」¹に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

(3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与することとされているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、各学校に納入された教科書が遅滞なく児童生徒に給与されるよう対応すること。

4. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

5. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すること。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食

¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

調理場等の清掃，消毒，寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒，寄宿舎運営に係る検討等の業務，特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ，補助金事業により配置される職員等を含め，他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり，各教育委員会等において，当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を，補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら，適切に対応すること。

なお，基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが，これが困難である場合には，例えば，本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど，適切に対応することが考えられること。

6. 子供の居場所確保に関すること

児童生徒等や教職員に感染者が発生した学校が，「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には，保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが，子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては，当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ，児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し，慎重に判断する必要がある。

その上で，子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には，一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際，以下の点には特に留意すること。

（1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い，放課後児童クラブ，放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため，密集性を回避し感染を防止すること等から，一定のスペースを確保することが必要である。

このため，教室，図書館，体育館，校庭等が利用可能である場合は，国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず，手続は不要であり，積極的に施設の活用を推進すること。

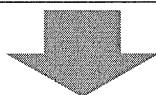
また，放課後等デイサービスについても，学校の臨時休業期間においては，放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので，教室，図書館，体育館，校庭等が利用可能である場合は，積極的に施設の活用を推進すること。

(2) 給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について

児童生徒等又は教職員の感染が判明



＜児童生徒等＞

- ・ 当該児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止
- ・ 他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

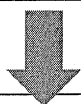
＜学校＞

設置者は、

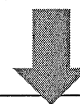
- ・ 当該感染者の症状の有無
- ・ 学校内における活動の態様
- ・ 接触者の多寡
- ・ 地域における感染拡大の状況
- ・ 感染経路の明否

等

総合的に考慮し、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談



感染した児童生徒等及び濃厚接触者の
出席停止のみ（学校保健安全法第 19 条）



学校の全部又は一部の
臨時休業を実施（学校保健安全法第 20 条）

※今後、どこかの地域でオーバーシュート（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）で示された見解に基づき対応することとなります。

向日市教育委員会議案第 5 号

向日市小中学校個別計画（骨子案）について

上記のことについて、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 1 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 1 5 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 2 6 日提出

向日市教育委員会

教育長 永野 憲男

向日市小中学校個別計画（骨子案）

目 次

第1章 本計画の目的及び位置付け	1
1 本計画の策定目的	1
2 本計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 学校施設の現況等	2
1 本計画の対象	2
2 老朽化の現状	2
3 これまでの取組み	5
第3章 長寿命化対策	7
1 基本方針	7
2 スケジュール	8
3 ライフサイクルコストの試算	8
第4章 学校施設のあり方	9
1 児童・生徒数の推移及び将来予測	9
2 学校施設の適正な配置	9
3 学校施設の目指す将来像	10
第5章 継続的な運用	10

第1章 本計画の目的及び位置付け

1 本計画の策定目的

本市の小中学校施設の多くは、第2次ベビーブームなどを背景とする児童生徒数の急増に対応して、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備されたことから、供用開始から40年以上経過している施設が、全体の約75%と高い割合を占めています。現在では、経年による老朽化の進行や機能低下が見られ、その対策が喫緊の課題となっています。

一方で、厳しい財政状況の下、耐用年数に準じて、これら全ての施設を建替えることは困難であり、本計画では、施設整備に長寿命化という考えを取り入れ、適正に修繕や改築を行い、財政負担の平準化とライフサイクルコストの削減を図ることを目的とします。

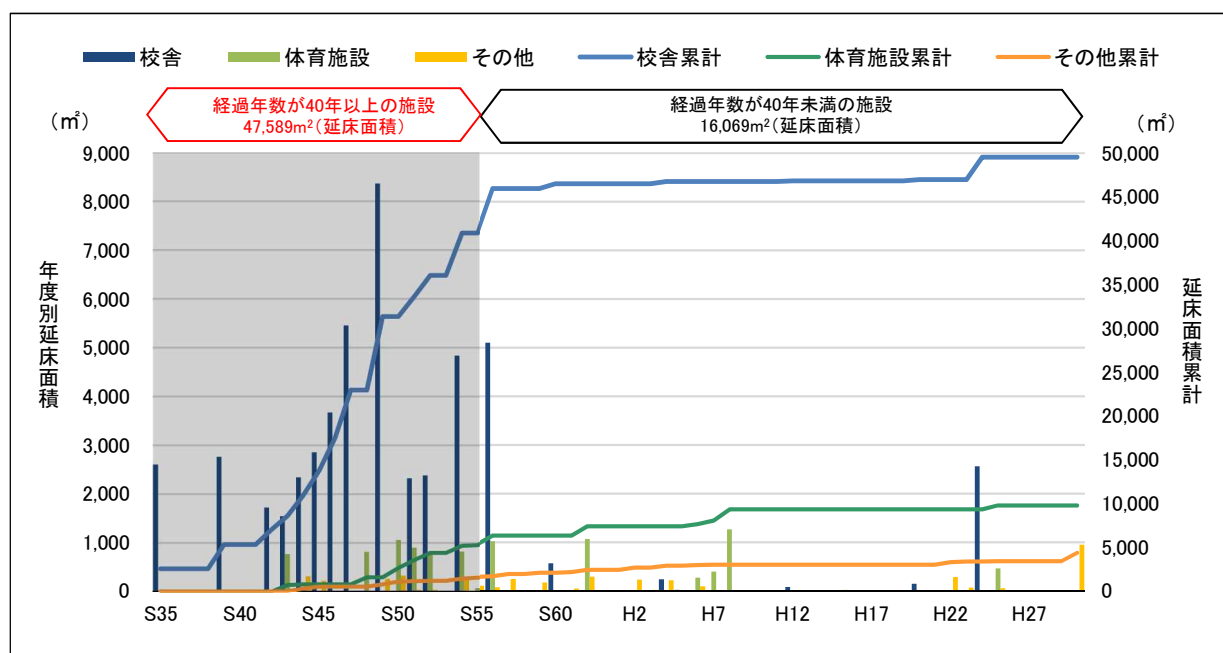


図1 公立小中学校施設分類毎の年度別延床面積

2 本計画の位置付け

本市では、公共施設等（インフラ及び公共建築物）を対象に、平成29年に「向日市公共施設等総合管理計画」を策定し、老朽化が進む公共施設等に対して、施設の保全やこれに伴う財政負担の削減を図るための基本方針を明らかにしています。本計画は「向日市公共施設等総合管理計画」における個別の計画として位置付け、学校教育系施設及び子育て支援施設（留守家庭児童会）の長寿命化計画として定めるものです。

3 計画期間

計画期間は、今後40年間を見据え、概ね10年間とします。ただし、学校教育を取り巻く環境の変化や児童生徒数の推移、学校施設に求められる機能などへの社会的な要請の変化に対応するため、柔軟に計画を見直すこととします。

第2章 学校施設等の現況

1 本計画の対象

本計画の対象とする施設は、次に掲げる向日市が保有する小学校、中学校及び学校給食センター並びに留守家庭児童会とします。

表 1 本計画の対象範囲

区分	施設名	校舎		校舎以外		備考
		棟数	延床面積	棟数	延床面積	
小学校関連施設	向陽小学校	5	6,232 m ²	8	1,559 m ²	
	第2向陽小学校	2	4,480 m ²	6	1,095 m ²	
	第3向陽小学校	3	4,840 m ²	4	1,076 m ²	
	第4向陽小学校	9	6,751 m ²	4	1,098 m ²	
	第5向陽小学校	3	5,783 m ²	5	1,083 m ²	
	第6向陽小学校	2	4,259 m ²	5	1,155 m ²	
	留守家庭児童会	6	—	6	1,221 m ²	各小学校敷地内に設置
	小 計	24	32,345 m ²	38	8,287 m ²	
中学校関連施設	勝山中学校	5	7,338 m ²	5	1,445 m ²	
	西ノ岡中学校	4	4,767 m ²	7	1,868 m ²	
	寺戸中学校	3	5,099 m ²	7	1,566 m ²	
	学校給食センター	1	—	1	943 m ²	西ノ岡中学校敷地内に設置
	小 計	12	17,204 m ²	20	5,822 m ²	
合 計		94 棟 : 63,658 m ²				

2 老朽化の現状

本市における小学校関連施設及び中学校関連施設は、近年新築及び改築した施設を除き、多くの施設で老朽化が進んでいます。現況把握のため、構造躯体の健全度評価及び構造躯体以外の建築部位の健全度評価を行いました。

(1) 構造躯体の健全度評価

構造躯体については、実施済みの耐震診断における調査内容を確認し、現有する全ての棟でコンクリート強度（13.5N/mm²以上）を有していることを確認しています。

しかし、調査時（平成15～21年）からの経年劣化も考えられ、必要に応じて、今後、耐力調査を含めた構造躯体に対する詳細診断（「コンクリート圧縮強度」、「中性化深さ」、「鉄筋かぶり、腐食」、「漏水」）を行うことで、構造躯体の強度や建築物の機能等を考慮し、将来の学校のあり方を含め、建築物の長寿命化に向けて総合的に判断することとします。

※ 耐力調査：公立学校施設における建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものです。

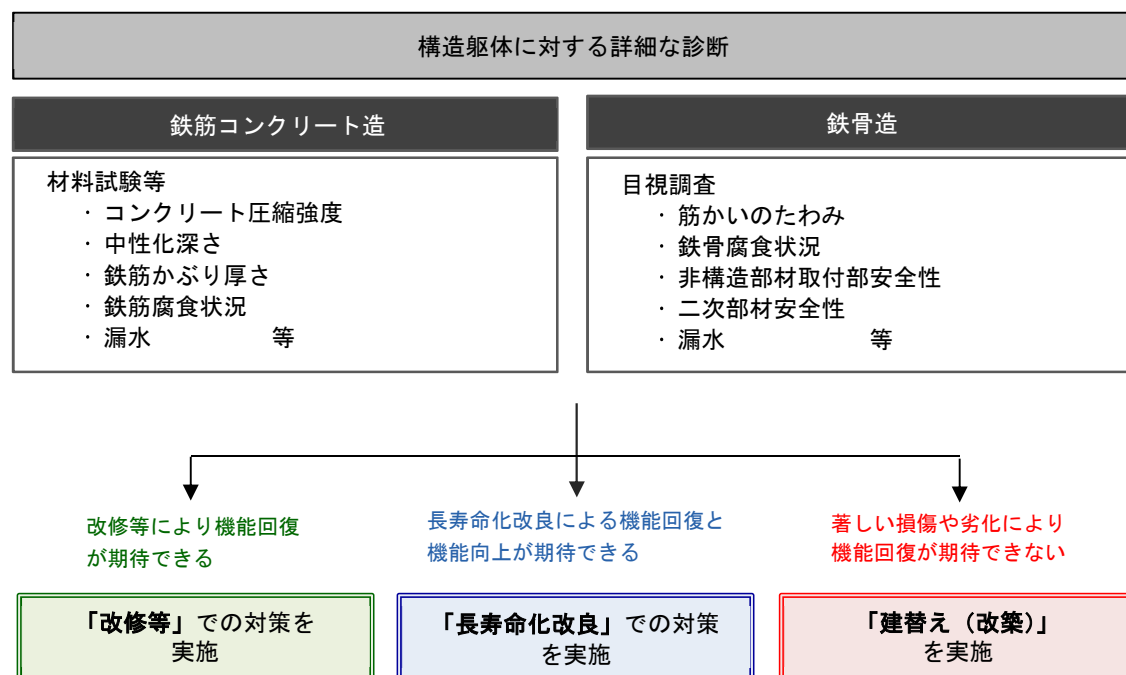


図 2 長寿命化対策の判定フロー

(2) 構造躯体以外の健全度評価

小中学校及び留守家庭児童会を対象に劣化状況調査を実施し、「表 2 劣化状況の評価基準」に基づいて、建築物を部位別（屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備）に、5 つに分け、A から D による 4 段階で劣化判定しました。（「表 3 部位の評価点」）

この評価結果に基づいて健全度（100 点満点で数値化した指標）を算出し、現況における劣化状況を整理しています。

表 2 劣化状況の評価基準

評価	屋上・屋根及び外壁の評価基準	内部仕上及び設備の評価基準
A	概ね良好	20 年未満
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）	20 年以上 40 年未満
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）	40 年以上
D	早急に対応する必要がある 等	著しい劣化事象がある

表 3 部位の評価点

評価	評価点
A	76 点以上～100 点
B	46 点以上～76 点未満
C	11 点以上～46 点未満
D	11 点未満

健全度の評価結果として、小学校関連施設、中学校関連施設ともに健全度が低いとされる「C」「D」評価の施設が、全体の60%以上を占める一方、健全度が比較的良好な施設の割合は、中学校で約25%、小学校で約30%と、劣化の進行が見られます。

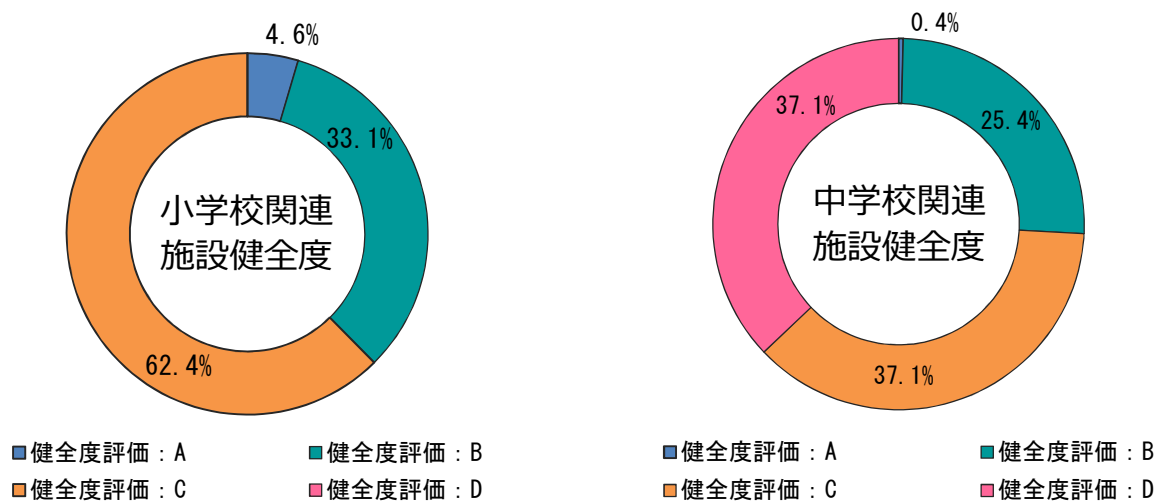


図 3 小中学校施設の健全度評価結果

3 これまでの取組み

本市では、過去20年の間に一部校舎の改築や小中学校関連施設全棟の耐震化（耐震診断結果で耐震性を満たした棟を除く。）等を実施してきました。

また、空調設備の全校設置やトイレの計画的改修等、児童生徒が快適に学校生活を送れるよう環境改善にも努めてきました。

しかし、現行の建築基準法に照らして、「高さ制限」等の既存不適格となっている施設などがあり、これらに対しては、改築や長寿命化改良等の実施に合わせ、是正する必要があります。

また、これまで故障や破損等による不具合が発生した場合、その状況に応じて修繕や設備更新等を行う「事後保全型」の維持管理を実施してきました。このような「事後保全型」の維持管理では、突発的な不具合の発生に対して、迅速に対応することは困難であり、予算の確保を含め、復旧に時間を要する場合があります。

これまでの「事後保全型」の維持管理を改め、計画的な維持管理を行う「予防保全型」へと転換を図る必要があります。「予防保全型」の維持管理により、突発的な不具合を回避することができるとともに、不具合発生に伴う多額の経費を抑えることが期待できます。また、施設の機能を健全に保つことができるため、老朽化対策としても有効な維持管理手法です。

表 4 これまでの取組み

令和元年12月末現在

取組み施策	向陽小	第2 向陽小	第3 向陽小	第4 向陽小	第5 向陽小	第6 向陽小	勝山中	西ノ岡中	寺戸中
改築(主な施設)	北校舎 玄関棟	—	—	給食棟	—	—	—	北校舎 廊下	—
長寿命化改良	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大規模改修・部位別 改修	—	—	屋上 防水	北校舎	南校舎 中校舎	屋上 防水	屋上 防水	—	屋上 防水
耐震化	○	○	○	○	○	○	○	○	新耐震
非構造部材耐震化 (体育館)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空調設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
給食棟・配膳室	○	—	—	給食棟 改築	—	—	配膳室 増築	給食センタ ー・配膳 室増築	配膳室 増築
昇降機設備	○	×	×	○	×	×	×	×	×
法定点検	建築設備等は法定点検実施								
建築基準法(現行法) 既存不適格	×	×	×	×	×	×	×	○	×

注 平成11年度からの取組みとする

これらの取り組みに関しては、要した費用は主に新設、改築等に充てられる「工事費」と不具合などを直すために充てられる「修繕費」に区分できます。

「工事費」と「修繕費」の推移をみると、耐震化の実施や空調設備の新設など集中的な実施により、年度毎に異なるものの、過去１０年間で平均的な費用は、約４．７億円となっています。

表 ５ これまでの取組みに要した主な費用の推移

(千円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
修繕費	12,313	13,244	15,110	27,325	20,431	22,039	20,946	26,591	28,941	31,227
工事費	236,030	462,860	572,579	697,324	637,453	945,031	157,848	91,688	244,085	434,672
計	248,343	476,104	587,689	724,649	657,884	967,070	178,794	118,279	273,026	465,899



修繕費(10か年平均)	21,817
工事費(10か年平均)	447,957
合計 (10か年平均)	469,774

第3章 長寿命化対策

1 基本方針

「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成27年4月文部科学省）」では、「適切な維持管理がされた施設は、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70年から80年程度の長寿命化が可能である」と示されており、本市では、これまで行ってきた「事後保全型」から「予防保全型」の維持管理に転換することを基本に、詳細診断により長寿命化が可能と判断される施設については、80年を供用目標年数とします。

しかしながら、本市においては、老朽化等の現状から、直ちに全ての施設について「予防保全型」の維持管理に転換し、長寿命化を図ることは困難です。

そのため、第2章「2 老朽化の現状」で述べた構造躯体及び構造躯体以外の健全度評価、建築経過年数等を踏まえ、改築も行いつつ、長寿命化対策を進めることとします。

(1) 校舎

建築経過年数や劣化状況等を考慮し、当初10年間は、改築を中心とした対策を行います。第2向陽小学校及び勝山中学校について、改築に取り組むこととします。

その他の学校については、日常的な維持管理（計画的修繕）により、一定の機能水準の確保が期待できる校舎について、今後の状況を踏まえ、必要に応じ、第2章「2 老朽化の現状(1) 構造躯体の健全度評価」で述べた詳細診断を行い、長寿命化対策を実施します。

(2) 体育館

向陽小学校、勝山中学校及び寺戸中学校は、新耐震基準で建築されており、他の小中学校は耐震対策を施しており、安全上問題なく、計画的に保全していく。

(3) プール

小学校のプールはすべてで建築経過年数が40年以上であり、ほぼすべての学校で広範囲に老朽化が進んでおり、第4章の3「学校施設の目指す将来像」に述べているとおり、今後、大規模な改修を必要としていることから、既存施設の活用も含め、学校プールのあり方を含め検討していきます。

(4) 留守家庭児童会

部分的又は広範囲に劣化がみられており、計画的に保全していく。

(5) 学校給食センター

平成30年度建築であるため計画的に保全していく。

2 スケジュール

令和2年度から3年間は、緊急度の高い施設の改修に取り組むこととします。その後、令和5年度から概ね10年間を第1期の計画期間とし、小中学校校舎については、「1 基本方針の(1)」に述べたとおり、校舎の改築を中心に取り組むこととします。

なお、実際の改築、改修工事については、詳細診断等を踏まえ、本市の財政状況や各種補助制度を総合的に考慮して、実施計画を作成するものとします。

3 ライフサイクルコストの試算

将来の児童生徒数により施設総量の検討が必要となりますが、現有施設で試算すると、従来型である「長寿命化型（予防保全等）」の場合と「改築（更新）」を中心とした場合とにおける今後40年間に掛かる維持更新費用を比較した場合、「改築（更新）」を中心とした対策費用は、約167億円（約4.2億円/年）となり、「長寿命化型（予防保全等）」の対策よりも約36億円程度の費用削減と、対策費用の平準化が期待できます。

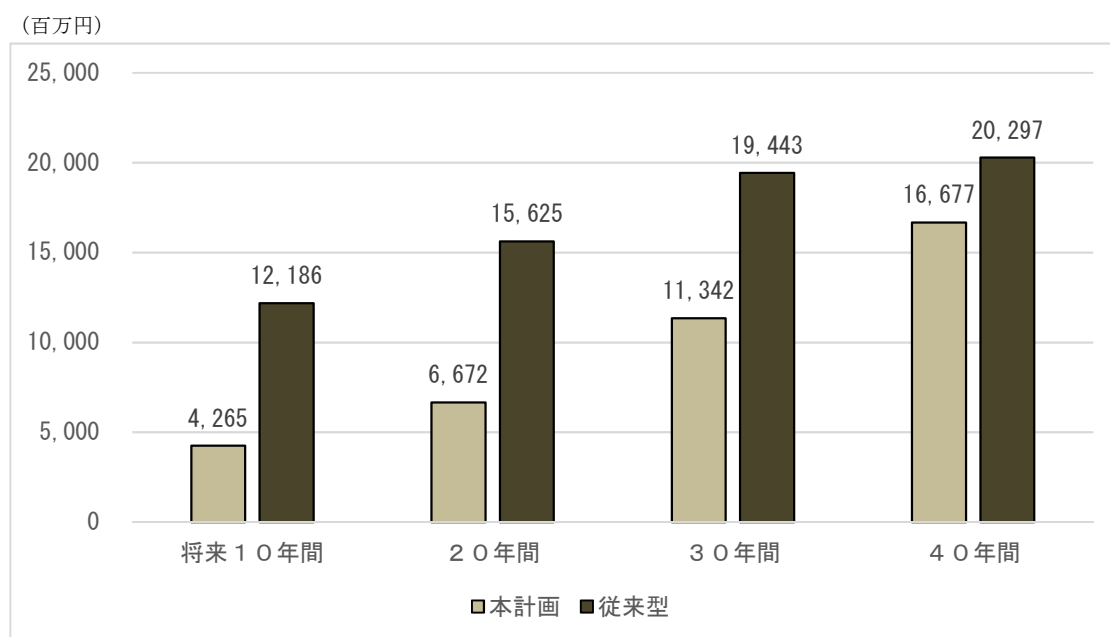


図5 将来40年間における費用比較

注 文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」によるコスト計算

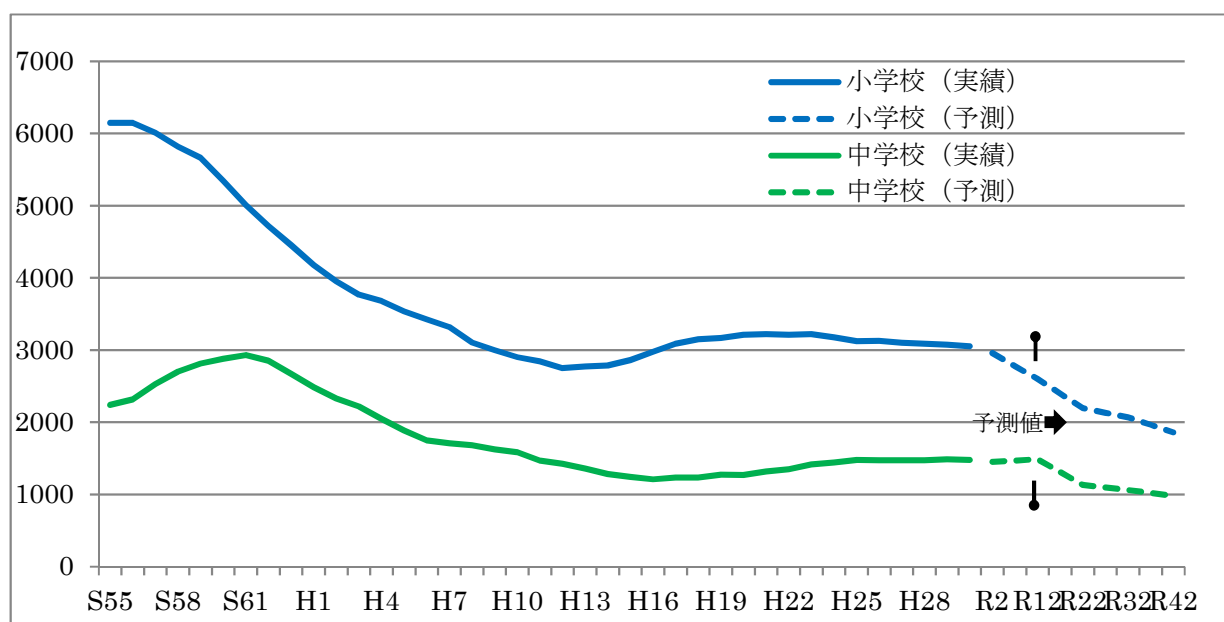
第4章 学校施設のあり方

1 児童生徒数の推移及び将来予測

本市全体での小中学校の児童生徒数は、昭和56年の6,150人をピークに減少傾向が続き、その後、平成13年から増加に転じましたが、平成21年からは増減を繰り返しており、過去5年は、ほぼ横ばいで推移してきました。

近年、北部市域の開発が進んでいることから、一部の小中学校では、今後、短期的には増加傾向が続くと推計され、当該区域の市立小中学校では、既存施設だけでは教室数が不足することも懸念されています。

ただし、全体的には減少傾向となっており、20年後の令和22年度には、現在（令和元年度4,470人）の70%強に、30年後の令和32年度には約70%に、40年後の令和42年度には、60%強の2,839人にまで減少すると推計されます。



※予測値（令和12年度までは実績に基づく値、それ以降はコーホート法による推計値）

図6 本市における児童生徒数の推移

2 学校施設の適正な配置

本市では、中学校は市域に対して比較的バランスよく配置されている一方、小学校は寺戸地区及び物集女地区に3校が集まるように配置されていることから、将来の児童生徒数の推計に鑑み、今後、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」で、学級数の適正規模が、小中学校ともに12学級から18学級までとされていることから、学区の再編や施設総量の検討をする必要があります。

3 学校施設の目指す将来像

(1) 質の高い学力をはぐくむ教育環境の整備

近年多様化する教育内容や、その実施手法などを踏まえ、時代に応じた機能的な施設環境を確保します。

(2) 児童生徒の快適な学校生活を支えるための生活環境の質の向上

学校施設は、児童生徒が多く時間を過ごす場所であることから、児童生徒が快適な学校生活を送れるよう健康的で豊かな施設環境を目指します。

(3) 全ての児童生徒が安心して学べる施設整備

特別な支援を要する児童生徒を含め全ての児童生徒が安心して学校施設を利用できるようバリアフリー化を推進します。

(4) 災害時の安全・安心の充実

学校施設は地域の防災拠点や避難所としての役割も担っていることから、教育施設としての機能を図りつつ、防災機能の整備・充実を促進し、安全・安心を確保することが重要です。

(5) 教職員一人一人の力が十分に発揮できる環境の整備

学校施設は、児童生徒が「学ぶ」場所としてだけでなく、職員室や教材の保管場所を十分に確保できるよう努め、教務などの円滑な実施に配慮します。

(6) 児童に対する放課後の居場所づくり

留守家庭児童会は、放課後の児童の居場所でもあることから、安心して過ごせる環境整備に配慮します。

第5章 継続的な運用

第1章「1 策定目的」で述べたとおり、本市の小中学校施設の多くは供用開始から40年以上経過しており、経年劣化は日々、進行していくことから、学校施設の健全度を維持し、求められる機能や性能を発揮し続けるためには、計画的な点検調査の実施や、点検調査結果に基づく適切な対策が必要です。

今後は、改修や修繕等の履歴や、施設の劣化状況などの情報を蓄積し、定期的な健全度の把握に努め、計画的な維持管理を推進します。

向日市教育委員会議案第 6 号

向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に
関する規則について

上記のことについて、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 1 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 2 6 日提出

向日市教育委員会

教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号

向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

〔教育部学校教育課〕

1 制定の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針を踏まえ、向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるもの。

2 制定の内容

業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限を定める。

3 施行期日 令和2年4月1日

教育委員会規則第 号

向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）を踏まえ、向日市立の小学校及び中学校の教育職員（以下単に「教育職員」という。）の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限）

第2条 向日市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1か月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1 か月について 1 0 0 時間未満
- (2) 1 年について 7 2 0 時間
- (3) 1 か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 か月、2 か月、3 か月、4 か月及び 5 か月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 か月当たりの平均時間について 8 0 時間
- (4) 1 年のうち 1 か月において所定の勤務時間以外の時間において 4 5 時間を超えて業務を行う月数について 6 か月
(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

教育職員の勤務時間の上限等に関する方針

令和2年4月

向日市教育委員会

はじめに

平成 29 年 10 月に京都府教育委員会が実施した調査の結果により、府内の教育職員の勤務実態が大変深刻な状況にあることが明らかとなり、国の動向も踏まえ、京都府教育委員会においては、平成 30 年 3 月に「教職員の働き方改革実行計画」が策定^{注1}されました。

向日市教育委員会では、平成 30 年 3 月に市主催事業の見直しを図り、同年 6 月には出退勤管理システムを導入し、教職員の出退勤時刻の記録を開始するとともに、同年 8 月には、中学校部活動指導方針を策定、また令和元年 11 月には、夜間・早朝における電話の自動応答を設定するなど、適正な勤務時間の実現に努めてきました。

各学校においても、勤務時間の適正化に向け、京都府教育委員会策定の「教職員の働き方改革実行計画」にある評価指標の一つである原則午後 8 時までの退勤を促したり、「ノー残業デー」の設定をしたりするなど、学校の状況に応じた取組を進めています。

そうした中、労働法制全体では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成 30 年法律第 71 号)により、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるとともに、事業者に対する労働時間の状況の把握義務が明確化され、原則として平成 31 年 4 月から施行されました。

また、公立学校の教育職員に関わっては、同法の趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和 46 年法律第 77 条)が改正され、令和 2 年 1 月、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく指針(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針)が告示され^{注2}、令和 2 年 4 月 1 日から適用されることとなっています。

この指針は、「超勤 4 項目」以外の時間外勤務も含めて「在校等時間」として外形的に把握し、民間や他の公務員に準じた時間外勤務の上限時間を設定するとともに、服務監督権者である各自治体の教育委員会に対しては、所管の公立学校についての方針を教育委員会規則等において定めることを求めており、向日市教育委員会では「向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を令和 2 年 3 月に定めたところです。

併せて、同規則を踏まえ、「教育職員の勤務時間の上限等に関する方針」を定め、教育効果向上に向けた教職員の働き方改革の実現に向けた取組を一層強力に推進します。

注 1 「教職員の働き方改革実行計画」(平成 30 年 3 月 6 日京都府教育委員会策定)

注 2 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和 2 年 1 月 17 日文部科学省告示)

1 趣旨

学校における「教職員の働き方改革」の実現に向け、「向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（以下「規則」という。）」に基づき、学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（以下「方針」という。）を定める。

2 方針の対象者

方針は、「職員の給与等に関する条例」（昭和 31 年京都府条例第 28 号）第 2 条に規定する教育職員を対象とする。

なお、それ以外の職員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される。

○職員の給与等に関する条例（抜粋）

第 2 条

（7）教育職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者並びに法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

3 勤務時間の上限時間

規則第 2 条に規定する「在校等時間」を方針における勤務時間の管理の対象とした上で、学校の教育職員の勤務時間の上限を次のとおり設定する。

（1）上限時間の原則

- ① 1 か月の時間外在校等時間※1 45 時間
- ② 1 年間の時間外在校等時間※2 360 時間

※1 1 日の在校等時間から規則第 2 条に定める所定の勤務時間を除いた 1 か月の合計時間

※2 1 日の在校等時間から規則第 2 条に定める所定の勤務時間を除いた 1 年間の合計時間

(2) 特例的な扱い

上記(1)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合についても、次の時間を超えないようにすること。

- ① 1か月の時間外在校等時間 100時間未満
- ② 1年間の時間外在校等時間 720時間
- ③ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6か月
- ④ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

この場合において、「臨時的な特別な事情」とは、規則第2条第2項に規定する、児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に、所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を指す。

具体的には、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定される。

そのほか、具体の事案の内容に応じて判断することとなるが、非常災害の場合や上記以外で他律性の高い業務（業務量、業務の実施時期その他の業務に関する事項を自ら決定することが困難で、学校として対応せざるを得ない責務を有する業務）が生じた場合が想定される。

4 取組方針

上記「3 勤務時間の上限時間」を最終目標として、次に掲げる業務改善に取り組む。

<取組>

- 1 学校運営・指導体制の充実・強化
- 2 部活動運営の適正化と教員の負担軽減
- 3 学校業務の更なる改善の推進
- 4 働き方改革に向けた校内体制の確立
- 5 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進
- 6 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進

<取組の実施上の留意事項>

(1) 先進校の取組の実施

府内では様々な業務改善の取組がされており、このうち、長時間勤務の是正に効果が高いと考えられる先進的な取組について、全校で実施できるようにする。

(2) 校務分掌の業務量の平準化に向けた取組の強化

「出退勤時刻記録システム」による個々の教育職員の時間外勤務の状況によれば、毎月、長時間の時間外勤務をしている教育職員は固定化している傾向にある。

そのため、各学校において、校務分掌の業務量の平準化などに向けた取組を一層強化していく。

(3) 教育職員の意識改革

勤務時間の上限の目安時間を遵守し、「教職員の働き方改革」を実現していくためには、教育職員一人一人の働き方そのものの価値観の転換が必要であることから、引き続き、意識改革に向けた取組を進める。

(4) 教職員の働き方改革に向けた情報発信

方針に基づく取組を実行し、「教職員の働き方改革」を実現していくためには、保護者や地域社会の理解と協力が不可欠であり、学校における教育の質の維持向上を図るとともに、教職員の働き方改革に向けた取組を広く情報発信する。

(5) 方針の趣旨に反する行為

在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は残させることがあってはならない。

また、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。

仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

5 健康及び福祉を確保するための措置

教育職員の健康及び福祉を確保するために、別に定めるところにより、在校等時間が一定時間を超えた者に対し、医師による面接指導を実施するほか、給特法第7条第1項の指針を踏まえ、その他必要な措置を講じるものとする。